



熊本県公報

号 外 第 1 1 号
平成 26 年 3 月 31 日 (月)
(毎 週 火・金 発 行)

目 次

規 則

- 熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 1

規 則

熊本県訓令第 3 号

本庁各部 (公室・局) 課 (センター)
各 地 方 出 先 機 関
熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 26 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令
熊本県広域本部処務規程 (平成 25 年熊本県訓令第 27 号) の一部を次のように改正する。
- 第 3 条第 1 項第 6 号中「 (県央広域本部にあっては、熊本市の区域に係る林業に関する事務 (林業普及指導に関する事務を除く。) を除く。) 」を削る。
- 第 6 条中第 39 項を第 40 項とし、第 4 項から第 38 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 3 項の次に次の 1 項を加える。
- 4 広域本部の総務部長は、前項の事務のほか、上司の命を受け、広域本部の事務に係る企画調整に関する事項を処理する。
- 第 7 条に次の 3 項を加える。
- 2 県央広域本部の本部長 (以下この節において「本部長」という。) は、第 43 条又は第 53 条に規定する農政事務所又は土木事務所の各課の分掌事務の全部又は一部を指定して、県央広域本部の農林部又は土木部の各課に行わせることができる。
- 3 前項の場合において、本部長が指定した事務は、当該事務を分掌事務とする次の各号に掲げる課の区分に応じ、当該各号に定める課において行うものとする。
- (1) 農政事務所総務課 県央広域本部農林部総務課
 - (2) 農政事務所農業普及・振興課 県央広域本部農林部農業普及・振興課
 - (3) 農政事務所農地整備課 県央広域本部農林部農地整備課
 - (4) 土木事務所総務課 県央広域本部土木部総務課
 - (5) 土木事務所技術管理課 県央広域本部土木部技術管理課
 - (6) 土木事務所用地課 県央広域本部土木部用地課
 - (7) 土木事務所工務管理課 県央広域本部土木部工務管理課
 - (8) 土木事務所災害対策課 県央広域本部土木部災害対策課
- 4 本部長は、本庁の総務部長の承認を得たときは、第 1 項に規定する県央広域本部の各部各課の分掌事務の一部を指定して、所管区域内の地域振興局、農政事務所又は土木事務所に行わせることができる。
- 第 8 条中「県央広域本部の本部長 (以下この節において「本部長」という。) 」を「本部長」に改め、同条第 6 号中「次条において」を「以下」に改める。
- 第 10 条第 1 項第 23 号中「工事」の次に「 (森林及び林業に係るものを除く。) 」を加え、同項第 24 号中「市町村等補助工事」の次に「 (森林及び林業に係るものを除く。) 」を加え、同条第 3 項に次の 1 号を加える。
- (6) 第 7 条第 2 項の規定により本部長が農政事務所の各課の事務を指定した場合にあっては、第 44 条第 1 項各号に掲げる事項で当該事務に係るもの
- 第 10 条に次の 1 項を加える。
- 4 県央広域本部の土木部長は、第 7 条第 2 項の規定により本部長が土木事務所の各課の事務を指定した場合は、第 1 項各号に掲げる事項のほか、第 56 条第 1 項各号に掲げる事項で当該事務に係るものを専決するものとする。
- 第 12 条に次の 2 項を加える。
- 2 県央広域本部の農林部の課長は、第 7 条第 2 項の規定により本部長が農政事務所の各課の事務を指定した場合は、前項に掲げるもののほか、第 58 条において準用する第 46 条各号に掲げる事項で当該事務に係るものを専決するものとする。
- 3 県央広域本部の土木部の課長は、第 7 条第 2 項の規定により本部長が土木事務所の各課の事務を指定した場合は、第 1 項に掲げる事項のほか、第 58 条において準用する第 46 条各号に掲げる事項で当該事務に係るものを専決するものとする。

- (6) 森林法（昭和26年法律第249号。以下この号において「法」という。）の施行に關する事項のうち、第10条の2第1項の規定による民有林における開發行為の許可申請及びそれとに關連する申請の副申、開發行為の完了検査等（熊本県森林審議会への諮問を必要とするものを除く。）に關すること。
- イ 法第10条の2第1項の規定又は同項の許可に付した条件に違反した開發行為の知事への報告に關すること。
- ウ エ オ 法第10条の2第1項各号に該當する開發行為の連絡調整に關すること。
法第10条の2第6項の規定による市町村長の意見聴取に關すること。
法第10条の2第8項及び第34条第1項の規定による県有林の伐採届出及び伐採許可申請に關すること。
- カ 管 法第19条の規定による森林施業計画の認定に關すること（他の地域振興局の所管区域にまたがるものによるものを除く。）。
- キ ク 法第19条の規定により知事が認定した森林施業計画に係る証明に關すること。
法第34条第1項の規定による保安林の区域内における行為の許可（国有林にあつては協議）に關すること。
- ケ 法第34条第1項、第2項及び第6項並びに第34条の3の規定に違反した行為の知事への報告に關すること。
- コ の 規定第34条第2項の施設地区における行為の許可に關すること。
法第34条の2第1項の規定による保安林の区域内における行為の届出（国有林にあつては協議）に關すること。
- シ 法第191条第1項の規定による市町村森林整備計画及び森林施業計画の作成並びにこれらの達成のために必要な助言、指導等に關すること。
- ス 森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第22条の8第1項第5号から第9号までの規定による届出の受理に關すること。
- セ 地区における規則第22条の8第1項第10号の規定による国の機関から保安施設による駆除措置に關すること。
- (7) 森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第4条及び第5条第2項の規定による駆除措置に關すること。
- (8) 森林病虫害等防除事業の委託に關すること。
- (9) 森林病虫害等の被害調査及び発生予察調査に關すること。
- (10) 森林病虫害等防除事業の損失補償金に關すること。
- (11) 森林国営保険法施行令（昭和28年政令第245号）第9条の規定による森林国営保険契約の損害調査に關すること。
- (12) 熊本県自然環境保全条例（昭和40年熊本県条例第50号。以下この号において「条例」という。）の施行に關する事項のうち、次に掲げる事項
ア 条例第14条第7項、第16条第1項、第22条第1項及び第26条第3項並びに熊本県自然環境保全条例施行規則（昭和48年熊本県規則第60号）第19条第3号の規定による届出に關すること。
イ 条例第18条第2項（条例第22条第8項及び第26条第10項において準用する場合を含む。）及び熊本県自然環境保全条例施行規則第19条第3項の規定による通知の受理に關すること。
- (13) 熊本県野生動物植物の多様性の保全に關する条例（平成16年熊本県条例第19号）第35条第8項及び第10項の規定による届出に關すること。
第56条第1項第2号中「第37条第2項第5号」を「第37条第3項第5号」に改め、同項第19号中「河川敷」を「県が管理する河川敷」に改め、同項中第26号を第27号とし、第20号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、第19号の次に次の1号を加える。
- (20) 国土交通大臣の管理する河川及び熊本市が河川法第9条第5項又は第10条第2項の規定に基づき管理する河川の土石採取料、土地占用料及び河川産出物採取料の徴収に關すること。
第64条に次の3号を加える。
(3) 用地課 県央広域本部土木部用地課
(4) 工務管理課 県央広域本部土木部工務管理課
(5) 災害対策課 県央広域本部土木部災害対策課
第65条に次の3号を加える。
(3) 用地課 県央広域本部土木部用地課
(4) 工務管理課 県央広域本部土木部工務管理課
(5) 災害対策課 県央広域本部土木部災害対策課
第66条に次の3項を加える。
2 県北広域本部の本部菊池地域振興局の各部各課の分掌事務の全部又は一部を指定して、
県北広域本部の各部各課に行わせることができる。
3 前項の場合において、本部長が指定した事務は、当該事務を分掌事務とする次の各号に掲げる課の区分に応じ、当該各号に定める課において行うものとする。
(1) 県北広域本部菊池地域振興局振興課 県北広域本部総務部振興課
(2) 県北広域本部菊池地域振興局総務課 県北広域本部総務部総務課

- (3) 県北広域本部菊池地域振興局保健福祉環境部総務企画課 県北広域本部保健福祉環境部総務企画課
- (4) 県北広域本部菊池地域振興局保健福祉環境部福祉課 県北広域本部保健福祉環境部福祉課
- (5) 県北広域本部菊池地域振興局保健福祉環境部衛生環境課 県北広域本部保健福祉環境部衛生環境課
- (6) 県北広域本部菊池地域振興局保健福祉環境部保健予防課 県北広域本部保健福祉環境部保健予防課
- (7) 県北広域本部菊池地域振興局農林部農業普及・振興課 県北広域本部農林水産部農業普及・振興課
- (8) 県北広域本部菊池地域振興局農林部農地整備課 県北広域本部農林水産部農地整備課

(9) 県北広域本部菊池地域振興局農林部林務課 県北広域本部農林水産部林務課
 (10) 県北広域本部菊池地域振興局土木部技術管理課 県北広域本部土木部技術管理課
 (11) 県北広域本部菊池地域振興局土木部景観建築課 県北広域本部土木部景観建築課
 (12) 県北広域本部菊池地域振興局土木部用地課 県北広域本部土木部用地課
 (13) 県北広域本部菊池地域振興局土木部工務課 県北広域本部土木部工務課
 (14) 県北広域本部菊池地域振興局土木部維持管理課 県北広域本部土木部維持管理課

4 本部長は、本庁の総務部を指定して、所管区域内の地域振興局に規定する県北広域本部の各部各課の第67条中「県北広域本部の本部長（以下この節において「本部長」という。）」を「本部長」に改め、同条第8号中「工事」の次に「（阿蘇市及び阿蘇郡の区域における森林及び林業に係るものを除く。）」を加え、同条第9号中「市町村等補助工事」の次に「（阿蘇市及び阿蘇郡の区域における森林及び林業に係るものを除く。）」を加え、同条に次の1号を加える。

(17) 第66条第2項の規定により本部長が県北広域本部菊池地域振興局の各部各課の事務を指定した場合にあっては、第100条第1項各号に掲げる事項で当該事務に係るもの
 第69条第1項第1号中「から第33号まで」を削り、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号中「工事」の次に「（阿蘇市及び阿蘇郡の区域における森林及び林業に係るものを除く。）」を加え、同号を同項第5号とし、同項第7号中「市町村等補助工事」の次に「（阿蘇市及び阿蘇郡の区域における森林及び林業に係るものを除く。）」を加え、同号を同項第6号とし、同項第8号を同項第7号とし、同条第2項第1号中「第10条第1項第34号」を「第10条第1項第26号」に改め、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第24条第1項第10号から第12号までに掲げる事項
 第69条第1項に次の1号を加える。
 (6) 第66条第2項の規定により本部長が県北広域本部菊池地域振興局の総務部の各課の事務を指定した場合にあっては、第102条第1項各号及び同条第2項において準用する第24条第2項各号に掲げる事項で、当該事務に係るもの
 第69条第3項に次の1号を加える。
 (4) 第66条第2項の規定により本部長が県北広域本部菊池地域振興局の保健福祉環境部の各課の事務を指定した場合にあっては、第103条第1項において準用する第26条第1項各号に掲げる事項及び第103条第2項に規定する事項で、当該事務に係るもの

第69条第4項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。
 (2) 第37条第2項各号（第1号及び第2号を除く。）に掲げる事項
 第69条第4項に次の3号を加える。
 (8) 菊池台地地域における県営土地改良事業等の実施に関すること。
 (9) 国営菊池台地土地改良事業との総合調整に関すること（重大又は特殊なものその他農林水産部長が認定することと認められないものを除く。）
 (10) 第66条第2項の規定により本部長が県北広域本部菊池地域振興局の農林部の各課の事務を指定した場合にあっては、第103条第1項において準用する第26条第1項各号及び第3項各号並びに第103条第3項各号に掲げる事項で、当該事務に係るもの

第69条に次の1項を加える。
 5 県北広域本部の土木部長は、第66条第2項の規定により本部長が県北広域本部菊池地域振興局の土木部の各課の事務を指定した場合は、第1項各号に掲げる事項のほか、第103条第1項において準用する第26条第1項各号及び第103条第4項各号に掲げる事項で、当該事務に係るものを専決するものとする。
 第71条に次の1項を加える。

2 県北広域本部の課長は、第66条第2項の規定により本部長が県北広域本部菊池地域振興局の各部各課の事務を指定する場合は、前項に掲げる事項のほか、第104条において準用する第28条各号に掲げる事項で当該事務に係るものを専決するものとする。
 第73条第3項中「第69条各号」を「第69条第1項各号、第2項各号、第3項各号及び第4項各号」に改める。

第80条第1項第1号中「第22条各号」を「第22条第1項各号」に改める。
 第83条第3項第1号中「第56条第1項第10号」を「第22条第1項第10号」に改め、同項第3号
 中「第56条第3項第1号中「第26条第3項第3号」に改め、同項第2号中「第37条
 第2項第3号」を「第37条第2項第3号」に改める。
 第102条第2項に後段として第24条第2項中「総務振興課」とあるのは、「振興課及び総務
 課」と読み替えるものとする。
 第103条第3項を削り、同条第4項第1号中「第17号」の次に「及び第27号」を
 加え、同項第2号中「第37条第2項第3号」を「第37条第3項第3号」に改め、同項
 を第108条中「総務振興課長」を「振興課長」に改める。
 第113条第1号を次のように改める。
 (1) 振興課 県北広域本部総務部振興課
 第113条中第7号を第10号とし、第4号から第6号までを3号ずつ繰り下げ、第3
 号を第4号とし、同号の次に次の2号を加える。
 (5) 保健福祉環境部衛生環境課 県北広域本部保健福祉環境部衛生環境課
 (6) 保健福祉環境部保健予防課 県北広域本部保健福祉環境部保健予防課
 第113条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。
 (2) 総務課 県北広域本部総務部総務課
 第113条に次の4号を加える。
 (11) 土木部景観建築課 県北広域本部土木部景観建築課
 (12) 土木部用地課 県北広域本部土木部用地課
 (13) 土木部工務課 県北広域本部土木部工務課
 (14) 土木部維持管理課 県北広域本部土木部維持管理課
 第114条第1号を次のように改める。
 (1) 振興課 県北広域本部総務部振興課
 第114条中第7号を第10号とし、第4号から第6号までを3号ずつ繰り下げ、第3
 号を第4号とし、同号の次に次の2号を加える。
 (5) 保健福祉環境部衛生環境課 県北広域本部保健福祉環境部衛生環境課
 (6) 保健福祉環境部保健予防課 県北広域本部保健福祉環境部保健予防課
 第114条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。
 (2) 総務課 県北広域本部総務部総務課
 第114条に次の4号を加える。
 (11) 土木部景観建築課 県北広域本部土木部景観建築課
 (12) 土木部用地課 県北広域本部土木部用地課
 (13) 土木部工務課 県北広域本部土木部工務課
 (14) 土木部維持管理課 県北広域本部土木部維持管理課
 第116条第1項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、
 第2号の次に次の2号を加える。
 (3) 設計高1億円以上2億円未満の工事（森林及び林業に係るものに限る。）の出来
 形検査及びしゅん工検査に関すること。
 (4) 設計高1億円以上2億円未満の市町村等補助工事（森林及び林業に係るものに限
 る。）の中間検査及びしゅん工確認検査に関すること。
 第119条第3項第1号中「第26号」を「第27号」に改め、同項第2号中「第37
 条第2項第4号」を「第37条第3項第4号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2
 項の次に次の1項を加える。
 3 第1項において準用する第26条第1項各号及び第3項各号に掲げる事項のほか、振
 興局の農林部長は、次に掲げる事項を専決するものとする。
 (1) 設計高1億円未満の工事（森林及び林業に係るものに限る。）の出来形検査及び
 しゅん工検査に関すること。
 (2) 設計高1億円未満の市町村等補助工事（森林及び林業に係るものに限る。）の中
 間検査及びしゅん工確認検査に関すること。
 第125条に次の3項を加える。
 2 県南広域本部の本部長（以下この節において「本部長」という。）は、第135条に
 規定する県南広域本部八代地域振興局の各部各課の分掌事務の全部又は一部を指定して、
 県南広域本部の各部各課に行わせることができる。
 3 前項の場合において、本部長が指定した事務は、当該事務を分掌事務とする次の各号
 に掲げる課の区分に応じ、当該各号に定める課において行うものとする。
 (1) 県南広域本部八代地域振興局振興課 県南広域本部総務部振興課
 (2) 県南広域本部八代地域振興局総務課 県南広域本部総務部総務課
 (3) 県南広域本部八代地域振興局保健福祉環境部総務企画課 県南広域本部保健福祉
 環境部総務企画課
 (4) 県南広域本部八代地域振興局保健福祉環境部福祉課 県南広域本部保健福祉環境
 部福祉課
 (5) 県南広域本部八代地域振興局保健福祉環境部衛生環境課 県南広域本部保健福祉
 環境部衛生環境課

- (6) 県南広域本部八代地域振興局保健福祉環境部保健予防課 県南広域本部保健福祉環境部保健予防課
 - (7) 県南広域本部八代地域振興局農林部農業普及・振興課 県南広域本部農林水産部農業普及・振興課
 - (8) 県南広域本部八代地域振興局農林部農地整備課 県南広域本部農林水産部農地整備課
 - (9) 県南広域本部八代地域振興局農林部林務課 県南広域本部農林水産部林務課
 - (10) 県南広域本部八代地域振興局土木部技術管理景観課 県南広域本部土木部技術管理課
 - (11) 県南広域本部八代地域振興局土木部用地課 県南広域本部土木部用地課
 - (12) 県南広域本部八代地域振興局土木部工務課 県南広域本部土木部工務課
 - (13) 県南広域本部八代地域振興局土木部維持管理課 県南広域本部土木部維持管理課
- 4 本部長は、本庁の総務部長の承認を得たときは、第125条に規定する県南広域本部の各部各課の分掌事務の一部を指定して、所管区域内の地域振興局に行わせることができる。
- 第126条中「県南広域本部の本部長（以下この節において「本部長」という。）」を「本部長」に改め、同条第1号中「から」の次に「第7号まで及び第10号から」を加え、同条第5号を同条第7号とし、同条第4号の次に次の2号を加える。
- (5) 設計高1億円以上2億円未満の工事（人吉市及び球磨郡の区域における森林及び林業に係るものを除く。）の出来形検査及びしゅん工検査に關すること。
 - (6) 設計高1億円以上2億円未満の市町村等補助工事（人吉市及び球磨郡の区域における森林及び林業に係るものを除く。）の中間検査及びしゅん工確認検査に關すること。
- 第126条に次の1号を加える。
- (8) 第125条第2項の規定により本部長が県南広域本部八代地域振興局の各課の事務を指定した場合にあっては、第136条第1項各号に掲げる事項で当該事務に係るもの
- 第128条に後段として次のように加える。
- この場合において、第69条第1項第5号及び第6号中「阿蘇市及び阿蘇郡」とあるのは「人吉市及び球磨郡」と、同条第2項第6号、第3項第4号及び第5項中「第66条第2項」とあるのは「第125条第2項」と、「県北広域本部菊池地域振興局」とあるのは「県南広域本部八代地域振興局」と読み替えるものとする。
- 第129条中「第12条」を「第12条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。
- 2 県南広域本部の課長は、第125条第2項の規定により本部長が県南広域本部八代地域振興局の各部各課の事務を指定した場合は、前項において準用する第12条第1項各号に掲げる事項の専決するものとする。
- 第138条に後段として次のように加える。
- この場合において、第24条第2項中「総務振興課」とあるのは、「振興課及び総務課」と読み替えるものとする。
- 第139条第2項中「第84条第2項各号」を「第83条第2項各号」に、同条第3項第2号中「第56条第1項第6号」を「第56条第1項第18号」に改める。
- 第144条中「総務振興課長」を「振興課長」に改める。
- 第144条第1号を次のように改める。
- (1) 振興課 県南広域本部総務部振興課
- 第149条中第7号を第10号とし、第4号から第6号までを3号ずつ繰り下げ、第3号を第4号とし、同号の次に次の2号を加える。
- (5) 保健福祉環境部衛生環境課 県南広域本部保健福祉環境部衛生環境課
 - (6) 保健福祉環境部保健予防課 県南広域本部保健福祉環境部保健予防課
- 第149条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。
- (2) 総務課 県南広域本部総務部総務課
- 第149条に次の3号を加える。
- (11) 土木部用地課 県南広域本部土木部用地課
 - (12) 土木部工務課 県南広域本部土木部工務課
 - (13) 土木部維持管理課 県南広域本部土木部維持管理課
- 第150条第1号を次のように改める。
- (1) 振興課 県南広域本部総務部振興課
- 第150条中第7号を第10号とし、第4号から第6号までを3号ずつ繰り下げ、第3号を第4号とし、同号の次に次の2号を加える。
- (5) 保健福祉環境部衛生環境課 県南広域本部保健福祉環境部衛生環境課
 - (6) 保健福祉環境部保健予防課 県南広域本部保健福祉環境部保健予防課
- 第150条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。
- (2) 総務課 県南広域本部総務部総務課
- 第150条に次の3号を加える。
- (11) 土木部用地課 県南広域本部土木部用地課
 - (12) 土木部工務課 県南広域本部土木部工務課
 - (13) 土木部維持管理課 県南広域本部土木部維持管理課

第155条第3項第3号中「第37条第2項第5号」を「第37条第3項第5号」に改める。

第162条第1項に次の2号を加える。

(3) 設計高1億円以上2億円未満の工事（森林及び林業に係るものに限る。）の出来形検査及びしゅん工検査に關すること。

(4) 設計高1億円以上2億円未満の工事（森林及び林業に係るものに限る。）の出来形検査及びしゅん工検査に關すること。

第165条第3項中「第26条第1項各号」の次に「及び第3項各号」を加え、同項第2号を同項第4号とし、同項第1号を同項第3号とし、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 設計高1億円未満の工事（森林及び林業に係るものに限る。）の出来形検査及びしゅん工検査に關すること。

(2) 設計高1億円未満の市町村等補助工事（森林及び林業に係るものに限る。）の間検査及びしゅん工確認検査に關すること。

第165条第4項第1号中「第26号」を「第27号」に改め、同項第2号中「第37条第2項第3号」を「第37条第3項第3号」に改め、同項第3号中「第56条第1項第6号」を「第56条第1項第18号」に改める。

第171条に次の2項を加える。

2 天草広域本部天草地域振興局長（以下この節において「本部長」という。）は、第179条に規定する天草広域本部各課に行わせることができる。

3 前項の場合において、本部長が指定した事務は、当該事務を分掌事務とする次の各号に掲げる課の区分に応じ、当該各号に定める課において行うものとする。

(1) 天草広域本部天草地域振興局総務振興課 天草広域本部総務部総務振興課

(2) 天草広域本部天草地域振興局保健福祉環境部総務企画課 天草広域本部保健福祉環境部総務企画課

(3) 天草広域本部天草地域振興局保健福祉環境部福祉課 天草広域本部保健福祉環境部福祉課

(4) 天草広域本部天草地域振興局保健福祉環境部衛生環境課 天草広域本部保健福祉環境部衛生環境課

(5) 天草広域本部天草地域振興局保健福祉環境部保健予防課 天草広域本部保健福祉環境部保健予防課

(6) 天草広域本部天草地域振興局農林部農業普及・振興課 天草広域本部農林水産部農業普及・振興課

(7) 天草広域本部天草地域振興局農林部農地整備課 天草広域本部農林水産部農地整備課

(8) 天草広域本部天草地域振興局農林部林務課 天草広域本部農林水産部林務課

(9) 天草広域本部天草地域振興局土木部技術管理景觀課 天草広域本部土木部技術管理課

(10) 天草広域本部天草地域振興局土木部用地課 天草広域本部土木部用地課

(11) 天草広域本部天草地域振興局土木部工務第一課 天草広域本部土木部工務第一課

(12) 天草広域本部天草地域振興局土木部工務第二課 天草広域本部土木部工務第二課

(13) 天草広域本部天草地域振興局土木部維持管理課 天草広域本部土木部維持管理課

第172条「天草広域本部天草地域振興局長（以下この節において「本部長」という。）を「本部長」に改め、同条第126条第5号中「工事（人吉市及び球磨郡の区域における森林及び林業に係るものを除く。）」とあるのは「工事」と、同条第6号中「市町村等補助工事（人吉市及び球磨郡の区域における森林及び林業に係るものを除く。）」とあるのは「市町村等補助工事」と、同条第8号中「第125条第2項」とあるのは「第171条第2項」と、「県南広域本部八代地域振興局」とあるのは「天草広域本部天草地域振興局」と読み替えるものとする。

第173条第1項中「及び」を「、」とし、第4項（第8号及び第9号を除く。）及び第5項並びに「及び」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第69条第1項第5号中「工事（阿蘇市及び阿蘇郡の区域における森林及び林業に係るものを除く。）」とあるのは「工事」と、同項第6号中「市町村等補助工事（阿蘇市及び阿蘇郡の区域における森林及び林業に係るものを除く。）」とあるのは「市町村等補助工事」と、同条第2項第6号、第3項第4号、第4項第10号及び第5項中「第66条第2項」とあるのは「第171条」と、「県北広域本部菊池地域振興局」とあるのは「天草広域本部天草地域振興局」と読み替えるものとする。

第173条第2項中「前項においての次に読み替えて」を、「第69条第1項各号」の次に「及び第4項各号（第8号及び第9号を除く。）」を加え、同項第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同項に次の3号を加える。

(3) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条第1項、第3項から第6項まで及び第8項の規定による許可、協議、許可の取消し、効力の停止、条件の変更及び命令に關すること。

(4) 熊本県漁港管理条例（昭和37年熊本県条例第17号）の規定による許可、承認（同条例第4条の承認を除く。）、届出及び命令に關すること。

(5) 第171条第2項の規定により、本部長が天草広域本部天草地域振興局の農林部の各課の事務を指定した項の規程に於ては、前項において準用する第12条各号に掲げる事項のほか、第174条に次の1項を加える。

2 天草広域本部の課長は、前項において準用する第12条各号に掲げる事項のほか、第171条第2項の規程に於ては、第184条において準用する第28条各号に掲げる事項で当該事務に係るものを専決するものとする。中「第26条第1項各号」の次に「及び第3条第183条第1項の後段を削り、同条第3項中「第26条第1項各号」の次に「及び第3条各号」を削る。」と（農林部長が認定することが適当でないものを除く。）に改め、及び同項各号を削る。

第191条第2号を次のように改める。
 (2) 農林部 天草広域本部農林水産部

第192条第2号を次のように改める。
 (2) 農林部 天草広域本部農林水産部

第193条第4号から第6号までを次のように改める。
 (4) 保健福祉環境部衛生環境課 天草広域本部保健福祉環境部衛生環境課
 (5) 保健福祉環境部保健課 天草広域本部保健福祉環境部保健課
 (6) 農林部農業普及・振興課 天草広域本部農林水産部農業普及・振興課

第193条第7号を同条第9号とし、同条第6号の次に次の2号を加える。
 (7) 農林部農地整備課 天草広域本部農林水産部農地整備課
 (8) 農林部林務課 天草広域本部農林水産部林務課

第193条に次の4号を加える。
 (10) 土木部用地課 天草広域本部土木部用地課
 (11) 土木部工務第一課 天草広域本部土木部工務第一課
 (12) 土木部工務第二課 天草広域本部土木部工務第二課
 (13) 土木部維持管理課 天草広域本部土木部維持管理課

別表第1から別表第18までを次のように改める。
 別表第1（第4条関係）

| 広域本部 | 部 | 課 |
|--------|---------|----------|
| 県央広域本部 | 総務部 | 総務調整課 |
| | | 振興部 |
| | 税務部 | 総務課 |
| | | 収税第一課 |
| | | 収税第二課 |
| | | 課税第一課 |
| | | 課税第二課 |
| | 農林部 | 総務課 |
| | | 農業普及・振興課 |
| | | 農地整備課 |
| | 土木部 | 総務課 |
| | | 技術管理課 |
| | | 用地課 |
| | | 工務管理課 |
| 災害対策課 | | |
| 県北広域本部 | 総務部 | 振興課 |
| | | 総務課 |
| | | 収税課 |
| | | 課税課 |
| | | 玉名総務課 |
| | 保健福祉環境部 | 総務企画課 |
| | | 福祉課 |
| | | 衛生環境課 |
| | | 保健予防課 |
| | 農林水産部 | 農業普及・振興課 |
| | | 農地整備課 |

| | | | | |
|---------|----------|-----------|-------|-----|
| | | 菊池台地土地改良課 | | |
| | | 林務課 | | |
| | | 水産課 | | |
| | | 土木部 | 技術管理課 | |
| | | 景観建築課 | | |
| | | 用地課 | | |
| | | 工務課 | | |
| | | 維持管理課 | | |
| | | 県南広域本部 | 総務部 | 振興課 |
| | | | | 総務課 |
| 収税課 | | | | |
| 課税課 | | | | |
| 保健福祉環境部 | 総務企画課 | | | |
| | 福祉課 | | | |
| | 衛生環境課 | | | |
| | 保健予防課 | | | |
| | 試験検査課 | | | |
| 農林水産部 | 農業普及・振興課 | | | |
| | 農地整備課 | | | |
| | 林務課 | | | |
| | 水産課 | | | |
| 土木部 | 技術管理課 | | | |
| | 用地課 | | | |
| | 工務課 | | | |
| | 維持管理課 | | | |
| 天草広域本部 | 総務部 | | 総務振興課 | |
| | | | 税務課 | |
| | 保健福祉環境部 | | 総務企画課 | |
| | | 福祉課 | | |
| | | 衛生環境課 | | |
| | | 保健予防課 | | |
| | 農林水産部 | 農業普及・振興課 | | |
| | | 農地整備課 | | |
| | | 林務課 | | |
| | | 水産課 | | |
| | | 漁港課 | | |
| | 土木部 | 技術管理課 | | |
| | | 用地課 | | |
| | | 工務第一課 | | |
| | | 工務第二課 | | |
| | | 維持管理課 | | |

別表第 2 (第 4 条関係)

| 地域振興局 | 部 | 課 |
|---------------|---------|-------|
| 県央広域本部宇城地域振興局 | | 総務振興課 |
| | 保健福祉環境部 | 総務企画課 |
| | | 福祉課 |
| | | 衛生環境課 |
| | | 保健予防課 |

| | | | |
|----------------|---------------|----------|-------|
| | 農林部 | 農業普及・振興課 | |
| | | 農地整備課 | |
| | | 林務課 | |
| | 土木部 | 維持管理調整課 | |
| | | 景観建築課 | |
| | | 用地課 | |
| | | 工務課 | |
| 県央広域本部上益城地域振興局 | | 総務振興課 | |
| | 保健福祉環境部 | 総務企画課 | |
| | | 福祉課 | |
| | | 衛生環境課 | |
| | | 保健予防課 | |
| | 農林部 | 農業普及・振興課 | |
| | | 農地整備課 | |
| | | 林務課 | |
| | 土木部 | 総務出納課 | |
| | | 維持管理調整課 | |
| | | 景観建築課 | |
| | | 用地課 | |
| 工務課 | | | |
| 県北広域本部玉名地域振興局 | | 総務振興課 | |
| | 保健福祉環境部 | 総務福祉課 | |
| | | 衛生環境課 | |
| | | 保健予防課 | |
| | 農林部 | 農業普及・振興課 | |
| | | 農地整備課 | |
| | | 林務課 | |
| | 土木部 | 維持管理調整課 | |
| | | 景観建築課 | |
| | | 用地課 | |
| | | 工務課 | |
| | 県北広域本部鹿本地域振興局 | | 総務振興課 |
| 保健福祉環境部 | | 総務福祉課 | |
| | | 衛生環境課 | |
| | | 保健予防課 | |
| 農林部 | | 農業普及・振興課 | |
| | | 農地整備課 | |
| | | 林務課 | |
| 土木部 | | 維持管理調整課 | |
| | | 用地課 | |
| | | 工務課 | |
| 県北広域本部菊池地域振興局 | | | 振興課 |
| | | | 総務課 |
| | 保健福祉環境部 | 総務企画課 | |
| | | 福祉課 | |
| | | 衛生環境課 | |
| | | 保健予防課 | |
| | 農林部 | 農業普及・振興課 | |
| | | 農地整備課 | |

| | | |
|---------------|---------|----------|
| | | 林務課 |
| | 土木部 | 技術管理課 |
| | | 景観建築課 |
| | | 用地課 |
| | | 工務課 |
| | | 維持管理課 |
| 県北広域本部阿蘇地域振興局 | | 総務振興課 |
| | 保健福祉環境部 | 総務福祉課 |
| | | 衛生環境課 |
| | | 保健予防課 |
| | 農林部 | 農業普及・振興課 |
| | | 農地整備課 |
| | | 林務課 |
| | 土木部 | 維持管理調整課 |
| | | 用地課 |
| | | 工務第一課 |
| | | 工務第二課 |
| 県南広域本部八代地域振興局 | | 振興課 |
| | | 総務課 |
| | 保健福祉環境部 | 総務企画課 |
| | | 福祉課 |
| | | 衛生環境課 |
| | | 保健予防課 |
| | 農林部 | 農業普及・振興課 |
| | | 農地整備課 |
| | | 林務課 |
| | 土木部 | 技術管理景観課 |
| | | 用地課 |
| | | 工務課 |
| | | 維持管理課 |
| 県南広域本部芦北地域振興局 | | 総務振興課 |
| | 保健福祉環境部 | 総務企画課 |
| | | 福祉課 |
| | | 衛生環境課 |
| | | 保健予防課 |
| | 農林部 | 農業普及・振興課 |
| | | 農地整備課 |
| | | 林務課 |
| | 土木部 | 維持管理調整課 |
| | | 用地課 |
| | | 工務課 |
| 県南広域本部球磨地域振興局 | | 総務振興課 |
| | 保健福祉環境部 | 総務福祉課 |
| | | 衛生環境課 |
| | | 保健予防課 |
| | 農林部 | 農業普及・振興課 |
| | | 農地整備課 |
| | | 川辺川土地改良課 |
| | | 林務課 |

| | | |
|----------------|---------|----------------|
| 天草広域本部天草地域振興局 | 土木部 | 森林保全課 |
| | | 維持管理調整課 |
| | | 用地課 |
| | | 工務課 |
| | 保健福祉環境部 | 総務振興課 |
| | | 総務企画課 |
| | | 福祉課 |
| | | 衛生環境課 保健予防課 |
| | 農林部 | 農業普及・振興課 |
| | | 農地整備課 |
| | | 林務課 |
| | 土木部 | 技術管理景観課 |
| 用地課 | | |
| 工務第一課 | | |
| 工務第二課 維持管理課 | | |

別表第 3 (第 7 条関係)
県央広域本部本部組織

| 部 | 課 | 分掌事務 |
|-----|-------|--|
| 総務部 | 総務調整課 | 1 広域本部の施策及び事業の全体調整に関すること。 2 総務部に係る広報及び広聴並びに本部の全体調整に関すること。 3 公印に関すること（他部の分掌事務であるものを除く。）。 4 職員の人事及び服務に関すること（他部の分掌事務であるものを除く。）。 5 経理に関すること（他部の分掌事務であるものを除く。）。 6 文書に関すること（他部の分掌事務であるものを除く。）。 7 職員の福利厚生に関すること（他部の分掌事務であるものを除く。）。 8 財産の管理に関すること（他部の分掌事務であるものを除く。）。 9 広域本部内の連絡調整に関すること。 10 前各号に掲げるもののほか、本庁知事公室及び総務部の分掌事務（本庁総務部市町村・税務局税務課の分掌事務を除く。）に関するものであって、広域本部において処理することとされたものに関すること。 |
| 振興部 | 振興課 | 1 地域振興又は観光に係る施策及び事業の企画、調整並びに推進に関すること。 2 振興部に係る広報及び広聴に関すること。 3 振興部の職員の人事及び服務に関すること。 4 振興部の経理に関すること。 5 振興部の文書に関すること。 6 振興部の財産の管理に関すること。 7 前各号に掲げるもののほか、本庁企画振興部及び商工観光労働部に関する事務であって、広域本部において処理することとされたものに関すること。 |

| | | |
|-----|----------|--|
| 税務部 | 総務課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 税務部に係る広報及び広聴に関すること。 2 税務部の公印に関すること。 3 税務部の職員の人事及び服務に関すること。 4 税務部の経理に関すること。 5 税務部の文書に関すること。 6 税務部の財産の管理に関すること。 7 税務部が入居する庁舎等の管理に関すること。 8 税務部内の調整に関すること。 9 前各号に掲げるもののほか、本庁総務部市町村・税務局税務課の分掌事務に関する事務であって、広域本部において処理することとされたもの（税務部の他課の分掌事務を除く。）に関すること。 |
| | 収税第一課 | 1 県税の徴収に関すること。 |
| | 収税第二課 | 2 県税の納税証明に関すること。 |
| | 課税第一課 | 県税（自動車取得税及び自動車税を除く。）の賦課に関すること。 |
| | 課税第二課 | |
| 農林部 | 総務課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 農林部に係る広報及び広聴に関すること。 2 農林部の公印に関すること。 3 農林部の職員の人事及び服務に関すること。 4 農林部の経理に関すること。 5 農林部の文書に関すること。 6 農林部の財産の管理に関すること。 7 農林部内の調整に関すること。 8 前各号に掲げるもののほか、本庁農林水産部の分掌事務に関する事務（水産業関連の事務を除く。）であって、広域本部において処理することとされたもの（農林部の他課の分掌事務を除く。）に関すること。 |
| | 農業普及・振興課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 農林業に関する施策の企画及び総合調整に関すること。 2 農業の振興に関すること。 3 農業委員会に関すること。 4 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）の施行に関すること。 5 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）の施行に関すること。 6 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関すること。 7 前各号に掲げるもののほか、本庁農林水産部団体支援課、経営局及び生産局の分掌事務に関する事務であって、広域本部において処理することとされたものに関すること。 8 地域振興局及び農政事務所の農業普及・振興課が行う業務に係る連絡調整に関すること。 |
| | 農地整備課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 土地改良事業に関すること。 2 農地海岸に関すること。 3 国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）の規定による地籍調査に関すること。 4 前各号に掲げるもののほか、本庁農林水産部農村振興局の分掌事務に関する事務であって、広域本部において処理することとされたものに関すること。 |

| | | |
|-----|-------|---|
| 土木部 | 総務課 | 5 地域振興局及び農政事務所の農地整備課が行う業務に係る連絡調整に関すること。 1 土木部に係る広報及び広聴に関すること。 2 土木部の公印に関すること。 3 土木部の職員の人事及び服務に関すること。 4 土木部の経理に関すること。 5 土木部の文書に関すること。 6 土木部の財産の管理に関すること。 7 土木部内の調整に関すること。 8 前各号に掲げるもののほか、本庁土木部の分掌事務に関する事務であって、広域本部において処理することとされたもの（土木部の他課の分掌事務を除く。）に関すること。 |
| | 技術管理課 | 1 建設工事の技術指導及び管理に関すること。 2 建設工事の総合評価方式による入札に関すること（落札者決定基準に係るものを除く。）。 3 建設工事及び国費又は県費による補助工事の検査に関すること。 4 地域振興局土木部又は土木事務所に属しない工事又は事業の技術に関すること。 5 地域振興局の維持管理調整課及び景観建築課並びに土木事務所の技術管理課が行う業務に係る連絡調整に関すること（県央広域本部の技術管理課が行う業務に関連するものに限る。）。 6 前各号に掲げるもののほか、本庁土木部の分掌事務に係る事務であって、広域本部において処理することとされたものに関すること。 |
| | 用地課 | 地域振興局及び土木事務所の用地課が行う業務に係る連絡調整に関すること。 |
| | 工務管理課 | 地域振興局の維持管理調整課、工務課及び土木事務所の工務管理課が行う業務に係る連絡調整に関すること（県央広域本部の工務管理課が行う業務に関連することに限る。）。 |
| | 災害対策課 | 地域振興局の工務課及び土木事務所の災害対策課が行う業務に係る連絡調整に関すること。（県央広域本部の災害対策課が行う業務に関連するものに限る。） |

別表第 4（第 2 1 条関係）
県央広域本部宇城地域振興局

| 部 | 課 | 分掌事務 |
|---|-------|--|
| | 総務振興課 | 1 地域振興局の施策及び事業の全体調整に関すること。 2 地域づくり又は観光に係る施策及び事業の企画、調整並びに推進に関すること。 3 地域振興局の広報及び広聴に関すること。 4 地域振興局の公印に関すること。 5 地域振興局の職員の人事及び服務に関すること。 6 地域振興局、保健所及び福祉事務所の経理に関すること。 7 地域振興局の文書に関すること。 8 地域振興局の職員の福利厚生に関すること。 9 地域振興局の財産に関すること。 |

| | | |
|---------------------|--------------|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> 1 0 地域振興局が入居する庁舎等の管理に関するこ と。 1 1 地域振興局内の調整に関するこ と。 1 2 選挙及び直接請求に関するこ と。 1 3 災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）の 施行に関するこ と。 1 4 消防（危険物に関するこ とを除く。）及び消防団 に関するこ と。 1 5 文化行政に係る施策の調整に関するこ と。 1 6 商工業の振興に関するこ と。 1 7 労働に係る関係機関との連携及び支援に関するこ と。 1 8 市町村その他地方公共団体の行財政に関する連絡 調整に関するこ と。 1 9 男女共同参画社会形成の促進に関するこ と。 2 0 各地方支出機関の会計事務の指導に関するこ と。 2 1 県税の収納に関するこ と。 2 2 納税証明に関するこ と。 |
| <p>保健福祉環 境部</p> | <p>総務企画課</p> | <ul style="list-style-type: none"> 1 保健福祉環境行政推進のための企画及び総合調整に 関するこ と。 2 地域保健医療計画等の地域計画の総合調整に関する こ と。 3 災害救助に関するこ と。 4 熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参 加の促進に関する条例の規定による施策の調整及び推 進に関するこ と。 5 交通安全対策に関するこ と。 6 青少年の保護及び育成に関するこ と。 7 消費生活に関するこ と。 8 保健福祉環境部内の調整に関するこ と。 |
| | <p>福祉課</p> | <ul style="list-style-type: none"> 1 地域福祉施策の推進及び調整に関するこ と。 2 市町村が実施する老人福祉、身体障害者福祉、知的 障害者福祉及び知的障害児福祉の措置等に係る連絡調 整等（福祉総合相談所の所掌に係るものを除く。）に関 するこ と。 3 高齢者福祉及び介護保険施策の推進及び調整に関す るこ と。 4 介護老人保健施設の指導監査に関するこ と。 5 介護員養成研修指定事業者の指定及び指導等に関す るこ と。 6 老人福祉施設又は障害者福祉施設を運営する社会福 祉法人及び当該社会福祉法人が運営する社会福祉施設 の運営の指導等に関するこ と。 7 社会福祉協議会に関するこ と。 8 行旅病人及び行旅死亡人に関するこ と。 9 民生委員及び児童委員に関するこ と。 1 0 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 4 6 条の規定による児童福祉施設（保育所に限る。）の最 低基準実施の監督等に関するこ と。 1 1 児童福祉施設（保育所に限る。）を運営する社会 福祉法人の運営の指導等に関するこ と。 1 2 認可外保育施設の調査等に関するこ と。 |

| | | |
|-----|----------|---|
| | | <p>1 3 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け並びにその償還に関する事。</p> <p>1 4 特別児童扶養手当に関する事。</p> <p>1 5 国民健康保険に関する事（保健事業に係るものを除く。）。</p> <p>1 6 旧軍人、軍属等及びその遺族の援護に関する事。</p> <p>1 7 保護を要する女子に関する相談及び指導並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の自立支援に関する事。</p> <p>1 8 障害福祉施策の推進及び調整に関する事。</p> <p>1 9 その他社会福祉に関する事。</p> |
| | 衛生環境課 | 衛生環境施策の推進に関する事。 |
| | 保健予防課 | <p>1 地域保健施策の推進に関する事。</p> <p>2 食生活及び食育に関する事。</p> |
| 農林部 | 農業普及・振興課 | <p>1 農林業に関する施策の企画及び調整に関する事。</p> <p>2 農業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 作物及び畜産の生産振興に関する事。</p> <p>(2) 病虫害防除及び農薬安全使用に関する事。</p> <p>(3) 肥料及び農用地土壌の適切な管理に関する事。</p> <p>(4) グリーン農業の推進に関する事。</p> <p>(5) 耕作放棄地対策に係る補助金（気運醸成関係に限る。）に関する事。</p> <p>(6) 農地集積対策に関する事。</p> <p>(7) 農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）の施行に関する事（営農類型及び農業経営改善計画に関する事に限る。）。</p> <p>(8) 担い手育成対策に関する事（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>(9) 新規就農確保対策に関する事（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>(10) 企業の農業参入促進に関する事（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>(11) 経営体育成支援に関する事（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>(12) 農村景観保全対策に関する事（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>(13) 食育の推進に関する事（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>(14) 環境保全型農業直接支払対策に関する事（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>3 農業関係団体の指導に関する事。</p> <p>4 農業金融に関する事。</p> <p>5 農業改良助長法（昭和 2 3 年法律第 1 6 5 号）第 1 2 条第 2 項各号に掲げる事務に関する事。</p> <p>6 農林部内の調整に関する事。</p> |
| | 農地整備課 | <p>1 土地改良事業及び農地海岸に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 工事に係る設計、積算、施工管理に関する事。</p> <p>(2) 関係機関等との協議に関する事。</p> <p>2 防災事業に関する事。</p> <p>3 災害復旧事業に関する事。</p> <p>4 農村の総合的な整備に関する事。</p> |

| | | |
|-----|---------|---|
| | 林務課 | <p>5 農地・水保全管理支払事業に関する事</p> <p>1 林業技術についての普及及び指導に関する事</p> <p>2 造林及び間伐に関する事</p> <p>3 林道事業に関する事</p> <p>4 緑化の推進に関する事</p> <p>5 林業金融に関する事</p> <p>6 森林及び林業並びに木材産業の普及啓発に関する事</p> <p>7 災害復旧に関する事</p> <p>8 治山事業に関する事</p> <p>9 県有林に関する事</p> <p>10 野生生物の保護及び狩猟に関する事</p> <p>11 自然公園に関する事</p> <p>12 観光施設の整備に関する事</p> |
| 土木部 | 維持管理調整課 | <p>1 建設業者の実態調査に関する事</p> <p>2 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定による届出に関する事</p> <p>3 特定住宅^{かし}瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）第 4 条第 1 項及び第 12 条第 1 項の規定による届出に関する事</p> <p>4 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 33 条第 3 項の規定による届出に関する事</p> <p>5 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定による分別解体等（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成 12 年政令第 495 号）第 2 条第 1 項第 4 号に該当するものをいう。）に関する事</p> <p>6 道路敷、河川敷、海岸保全区域、一般公共海岸区域及び一般海域の占使用に関する事</p> <p>7 河川敷、海岸保全区域及び一般公共海岸区域の生産物（土石等を含む。）の採取に関する事</p> <p>8 国土交通大臣の管理する河川の土石採取料、土地占用料及び河川産出物採取料の徴収に関する事</p> <p>9 道路、河川、海岸、砂防設備、道路沿道、河川保全区域、河川予定地、砂防指定地等の取締り及び調査に関する事</p> <p>10 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 38 条の 2 の規定による臨港地区内における行為の届出等に関する事</p> <p>11 屋外広告物の取締りに関する事</p> <p>12 車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）の規定による車両の通行に関する事</p> <p>13 道路法第 24 条、河川法第 20 条及び海岸法第 13 条の規定による承認に関する事</p> <p>14 国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 2 条の規定による損害賠償責任に関する事</p> <p>15 里道、水路等国土交通省所管法定外公共用財産の管理に関する事</p> <p>16 道路、河川、水路敷等と民地との境界確定に関する事</p> <p>17 建設工事（公共土木施設の維持補修、交通安全施</p> |

| | | |
|--|--------------|--|
| | | <p>設の整備及び防災対策事業に係る建設工事に限る。次号及び第 19 号において同じ。)の計画調整、調査、設計及び監督に関する事。</p> <p>18 建設工事の総合評価方式による入札に関する事(落札者決定基準に係るものに限る。)</p> <p>19 建設工事の受託施行に関する事。</p> <p>20 水防に関する事。</p> <p>21 道路法第 46 条の規定による通行の禁止及び制限に関する事。</p> <p>22 道路の巡視に関する事。</p> <p>23 土砂災害警戒区域等の指定が完了した後の公示図書の管理等に関する事。</p> <p>24 土木部内の調整に関する事。</p> |
| | <p>景観建築課</p> | <p>1 開発行為等の規制に関する事。</p> <p>2 都市計画施設等の区域内における建築の規制に関する事。</p> <p>3 景観法及び熊本県景観条例の施行並びに熊本県屋外広告物条例施行規則別表第 6 の 1 共通基準(5)及び(6)の審査及び指導に関する事。</p> <p>4 建築士に関する事。</p> <p>5 建築に関する事。</p> <p>6 優良宅地及び住宅の認定に関する事。</p> <p>7 独立行政法人住宅金融支援機構受託事務に関する事。</p> <p>8 公営住宅等の中間検査に関する事。</p> <p>9 営繕に関する事。</p> <p>10 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定による建築物に係る措置等に関する事。</p> <p>11 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定による分別解体等(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに該当するものをいう。)に関する事。</p> <p>12 熊本県地球温暖化の防止に関する条例の規定による建築物に係る地球温暖化対策に関する事。</p> |
| | <p>用地課</p> | <p>用地の取得及び地上物件等の補償に関する事。</p> |
| | <p>工務課</p> | <p>1 建設工事(建設工事(公共土木施設の維持補修、交通安全施設の整備及び防災対策事業に係る建設工事を除く。次号及び第 4 号において同じ。)の計画調整、調査、設計及び監督に関する事。</p> <p>2 建設工事の総合評価方式による入札に関する事(落札者決定基準に係るものに限る。)</p> <p>3 国費又は県費による補助工事の調査及び監督に関する事。</p> <p>4 建設工事の受託施行に関する事。</p> <p>5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 6 条第 1 項に定める土砂災害警戒区域及び同法第 8 条第 1 項に定める土砂災害特別警戒区域(以下「土砂災害警戒区域等」という。)の指定のための基礎調査等に関する事。</p> <p>6 石打ダムに関する事。</p> |

別表第 5 (第 3 4 条 関 係)
 県 央 広 域 本 部 上 益 城 地 域 振 興 局

| 部 | 課 | 分 掌 事 務 |
|-------------|-------|--|
| | 総務振興課 | 1 地域振興局の施策及び事業の全体調整に関する こと。 2 地域づくり又は観光に係る施策及び事業の企画、調 整並びに推進に関する こと。 3 地域振興局の広報及び広聴に関する こと。 4 地域振興局の公印に関する こと。 5 地域振興局の職員の人事及びサービスに関する こと。 6 地域振興局、保健所及び福祉事務所の経理に関する こと。 7 地域振興局の文書に関する こと。 8 地域振興局の職員の福利厚生に関する こと。 9 地域振興局の財産に関する こと。 1 0 地域振興局が入居する庁舎等の管理に関する こと。 1 1 地域振興局内の調整に関する こと。 1 2 選挙及び直接請求に関する こと。 1 3 災害対策基本法の施行に関する こと。 1 4 消防（危険物に関する ことを除く。）及び消防団 に関する こと。 1 5 文化行政に係る施策の調整に関する こと。 1 6 商工業の振興に関する こと。 1 7 労働に係る関係機関との連携及び支援に関する こと。 1 8 市町村その他地方公共団体の行財政に関する連絡 調整に関する こと。 1 9 男女共同参画社会形成の促進に関する こと。 2 0 各地方支出機関の会計事務の指導に関する こと。 2 1 県税の収納に関する こと。 2 2 納税証明に関する こと。 |
| 保健福祉環 境部 | 総務企画課 | 1 保健福祉環境行政推進のための企画及び総合調整に 関する こと。 2 地域保健医療計画等の地域計画の総合調整に関する こと。 3 災害救助に関する こと。 4 熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参 加の促進に関する条例の規定による施策の調整及び推 進に関する こと。 5 交通安全対策に関する こと。 6 青少年の保護及び育成に関する こと。 7 消費生活に関する こと。 8 保健福祉環境部内の調整に関する こと。 |
| | 福祉課 | 1 地域福祉施策の推進及び調整に関する こと。 2 市町村が実施する老人福祉、身体障害者福祉、知的 障害者福祉及び知的障害児福祉の措置等に係る連絡調 整等（福祉総合相談所の所掌に係るものを除く。）に 関する こと。 3 高齢者福祉及び介護保険施策の推進及び調整に関す る こと。 4 介護老人保健施設の指導監査に関する こと。 |

| | | |
|-----|----------|---|
| | | <p>5 介護員養成研修指定事業者の指定及び指導等に関すること。</p> <p>6 老人福祉施設又は障害者福祉施設を運営する社会福祉法人及び当該社会福祉法人が運営する社会福祉施設の運営の指導等に関すること。</p> <p>7 社会福祉協議会に関すること。</p> <p>8 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。</p> <p>9 民生委員及び児童委員に関すること。</p> <p>10 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 46 条の規定による児童福祉施設（保育所に限る。）の最低基準実施の監督等に関すること。</p> <p>11 児童福祉施設（保育所に限る。）を運営する社会福祉法人の運営の指導等に関すること。</p> <p>12 認可外保育施設の調査等に関すること。</p> <p>13 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け並びにその償還に関すること。</p> <p>14 特別児童扶養手当に関すること。</p> <p>15 国民健康保険に関すること（保健事業に係るものを除く。）。</p> <p>16 旧軍人、軍属等及びその遺族の援護に関すること。</p> <p>17 保護を要する女子に関する相談及び指導並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の自立支援に関すること。</p> <p>18 障害福祉施策の推進及び調整に関すること。</p> <p>19 その他社会福祉に関すること。</p> |
| | 衛生環境課 | 衛生環境施策の推進に関すること。 |
| | 保健予防課 | <p>1 地域保健施策の推進に関すること。</p> <p>2 食生活及び食育に関すること。</p> |
| 農林部 | 農業普及・振興課 | <p>1 農林業に関する施策の企画及び調整に関すること。</p> <p>2 農業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 作物及び畜産の生産振興に関すること。</p> <p>(2) 病虫害防除及び農薬安全使用に関すること。</p> <p>(3) 肥料及び農用地土壌の適切な管理に関すること。</p> <p>(4) グリーン農業の推進に関すること。</p> <p>(5) 耕作放棄地対策に係る補助金（気運醸成関係に限る。）に関すること。</p> <p>(6) 農地集積対策に関すること。</p> <p>(7) 農業経営基盤強化促進法の施行に関すること（営農類型及び農業経営改善計画に関することに限る。）。</p> <p>(8) 担い手育成対策に関すること（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>(9) 新規就農確保対策に関すること（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>(10) 企業の農業参入促進に関すること（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>(11) 経営体育成支援に関すること（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>(12) 農村景観保全対策に関すること（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>(13) 食育の推進に関すること（補助金交付事務を除く。）。</p> |

| | | |
|-----|--------|--|
| | | <p>(14) 環境保全型農業直接支払対策に関すること（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>3 農業関係団体の指導に関すること。</p> <p>4 農業金融に関すること。</p> <p>5 農業改良助長法第 1 2 条第 2 項各号に掲げる事務に関すること。</p> <p>6 農林部内の調整に関すること。</p> |
| | 農地整備課 | <p>1 土地改良事業に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 工事に係る設計、積算、施工管理に関すること。</p> <p>(2) 関係機関等との協議に関すること。</p> <p>2 防災事業に関すること。</p> <p>3 災害復旧事業に関すること。</p> <p>4 農村の総合的な整備に関すること。</p> <p>5 農地・水保全管理支払事業に関すること。</p> |
| | 林務課 | <p>1 林業及び木材産業の振興に関すること。（熊本市、宇土市、宇城市及び下益城郡の区域に係るものを含む。）</p> <p>2 林業技術についての普及及び指導に関すること。</p> <p>3 造林及び間伐に関すること。</p> <p>4 林道事業に関すること。</p> <p>5 木材の需要拡大に関すること。（熊本市、宇土市、宇城市及び下益城郡の区域に係るものを含む。）</p> <p>6 緑化の推進に関すること。</p> <p>7 特用林産物及び樹芸緑化木に関すること。（熊本市、宇土市、宇城市及び下益城郡の区域に係るものを含む。）</p> <p>8 林業及び木材産業の関係団体の指導に関すること。（熊本市、宇土市、宇城市及び下益城郡の区域に係るものを含む。）</p> <p>9 林業金融に関すること。</p> <p>1 0 森林及び林業並びに木材産業の普及啓発に関すること。</p> <p>1 1 災害復旧に関すること。</p> <p>1 2 森林の保全に関すること。（熊本市、宇土市、宇城市及び下益城郡の区域に係るものを含む。）</p> <p>1 3 治山事業に関すること。</p> <p>1 4 県有林に関すること。</p> <p>1 5 自然環境の保全に関すること。（熊本市、宇土市、宇城市及び下益城郡の区域に係るものを含む。）</p> <p>1 6 野生生物の保護及び狩猟に関すること。</p> <p>1 7 自然公園に関すること。</p> <p>1 8 観光施設の整備に関すること。</p> |
| 土木部 | 総務出納課 | <p>1 土木部の公印に関すること。</p> <p>2 土木部の経理に関すること。</p> <p>3 土木部の文書に関すること。</p> <p>4 土木部の職員の福利厚生に関すること。</p> <p>5 土木部の財産の管理に関すること。</p> <p>6 土木部が入居する庁舎等の管理に関すること。</p> <p>7 土木部内の調整に関すること。</p> |
| | 維持管理調整 | <p>1 建設業者の実態調査に関すること。</p> |

| | |
|--------------|---|
| <p>課</p> | <ol style="list-style-type: none"> 2 建設業法第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定による届出に関する事 3 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 4 条第 1 項及び第 12 条第 1 項の規定による届出に関する事 4 浄化槽法第 33 条第 3 項の規定による届出に関する事 5 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定による分別解体等（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第 2 条第 1 項第 4 号に該当するものをいう。）に関する事 6 建設技術に関する軽易な事項の連絡調整に関する事 7 道路敷及び河川敷の占使用に関する事 8 河川敷の生産物（土石等を含む。）の採取に関する事 9 国土交通大臣の管理する河川の土石採取料、土地占用料及び河川産出物採取料の徴収に関する事 10 道路、河川、砂防設備、道路沿道、河川保全区域、河川予定地、砂防指定地等の取締り及び調査に関する事 11 都市公園の管理に関する事 12 屋外広告物の取締りに関する事 13 車両制限令の規定による車両の通行に関する事 14 道路法第 24 条、河川法第 20 条及び海岸法第 13 条の規定による承認に関する事 15 国家賠償法第 2 条の規定による損害賠償責任に関する事 16 里道、水路等国土交通省所管法定外公共用財産の管理に関する事 17 道路、河川、水路敷等と民地との境界確定に関する事 18 建設工事（公共土木施設の維持補修、交通安全施設の整備及び防災対策事業に係る建設工事に限る。次号及び第 20 号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関する事 19 建設工事の総合評価方式による入札に関する事（落札者決定基準に係るものに限る。） 20 建設工事の受託施行に関する事 21 水防に関する事 22 道路法第 46 条の規定による通行の禁止及び制限に関する事 23 道路の巡視に関する事 24 土砂災害警戒区域等の指定が完了した後の公示図書の管理等に関する事 |
| <p>景観建築課</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 開発行為等の規制に関する事 2 都市計画施設等の区域内における建築の規制に関する事 3 路外駐車場に関する事 4 景観法及び熊本県景観条例の施行並びに熊本県屋外広告物条例施行規則別表第 6 の 1 共通基準(5)及び(6) |

| | |
|-----|---|
| | <p>の審査及び指導に関すること。</p> <p>5 建築士に関すること。</p> <p>6 建築に関すること。</p> <p>7 優良宅地及び住宅の認定に関すること。</p> <p>8 独立行政法人住宅金融支援機構受託事務に関すること。</p> <p>9 公営住宅等の中間検査に関すること。</p> <p>10 営繕に関すること。</p> <p>11 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定による建築物に係る措置等に関すること。</p> <p>12 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定による分別解体等（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第2条第1項第1号から第3号までに該当するものをいう。）に関すること。</p> <p>13 熊本県地球温暖化の防止に関する条例の規定による建築物に係る地球温暖化対策に関すること。</p> |
| 用地課 | <p>用地の取得及び地上物件等の補償に関すること。</p> |
| 工務課 | <p>1 建設工事（建設工事（公共土木施設の維持補修、交通安全施設の整備及び防災対策事業に係る建設工事を除く。次号及び第4号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関すること。</p> <p>2 建設工事の総合評価方式による入札に関すること（落札者決定基準に係るものに限る。）。</p> <p>3 国費又は県費による補助工事の調査及び監督に関すること。</p> <p>4 建設工事の受託施行に関すること。</p> <p>5 土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査等に関すること。</p> |

別表第6（第43条関係）
県央広域本部熊本農政事務所

| 課 | 分掌事務 |
|----------|---|
| 総務課 | <p>1 農政事務所の広報及び広聴に関すること。</p> <p>2 農政事務所の公印に関すること。</p> <p>3 農政事務所の職員の人事及び服務に関すること。</p> <p>4 農政事務所の経理に関すること。</p> <p>5 農政事務所の文書に関すること。</p> <p>6 農政事務所の財産の管理に関すること。</p> <p>7 農政事務所内の調整に関すること。</p> |
| 農業普及・振興課 | <p>1 農林業に関する施策の企画及び調整に関すること。</p> <p>2 農業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 作物及び畜産の生産振興に関すること。</p> <p>(2) 病虫害防除及び農薬安全使用に関すること。</p> <p>(3) 肥料及び農用地土壌の適切な管理に関すること。</p> <p>(4) グリーン農業の推進に関すること。</p> <p>(5) 耕作放棄地対策に係る補助金（気運醸成関係に限る。）に関すること。</p> <p>(6) 農地集積対策に関すること。</p> <p>(7) 農業経営基盤強化促進法の施行に関すること（営農類型及び農業経営改善計画に関することに限る。）。</p> <p>(8) 担い手育成対策に関すること（補助金交付事務を除く。）。</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>(9) 新規就農確保対策に関すること(補助金交付事務を除く。)</p> <p>(10) 企業の農業参入促進に関すること(補助金交付事務を除く。)</p> <p>(11) 経営体育成支援に関すること(補助金交付事務を除く。)</p> <p>(12) 農村景観保全対策に関すること(補助金交付事務を除く。)</p> <p>(13) 食育の推進に関すること(補助金交付事務を除く。)</p> <p>(14) 環境保全型農業直接支払対策に関すること(補助金交付事務を除く。)</p> <p>3 農業関係団体の指導に関すること。</p> <p>4 農業金融に関すること。</p> <p>5 農業改良助長法第 1 2 条第 2 項各号に掲げる事務に関すること。</p> |
| 農地整備課 | <p>1 土地改良事業及び農地海岸に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 工事に係る設計、積算、施工管理に関すること。</p> <p>(2) 関係機関等との協議に関すること。</p> <p>2 防災事業に関すること。</p> <p>3 災害復旧事業に関すること。</p> <p>4 農村の総合的な整備に関すること。</p> <p>5 農地・水保全管理支払事業に関すること。</p> |

別表第 7 (第 5 5 条関係)
県央広域本部熊本土木事務所

| 課 | 分掌事務 |
|-------|---|
| 総務課 | <p>1 土木事務所の広報及び広聴に関すること。</p> <p>2 土木事務所の公印に関すること。</p> <p>3 土木事務所の職員の人事及び服務に関すること。</p> <p>4 土木事務所の経理に関すること。</p> <p>5 土木事務所の文書に関すること。</p> <p>6 土木事務所の職員の福利厚生に関すること。</p> <p>7 土木事務所の財産の管理に関すること。</p> <p>8 土木事務所が入居する庁舎等の管理に関すること。</p> <p>9 土木事務所内の調整に関すること。</p> <p>10 災害対策基本法の施行に関すること。</p> <p>1 1 建設業者の実態調査に関すること。</p> <p>1 2 建設業法第 1 1 条第 2 項及び第 3 項の規定による届出に関すること。</p> <p>1 3 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 4 条第 1 項及び第 1 2 条第 1 項の規定による届出に関すること。</p> <p>1 4 浄化槽法第 3 3 条第 3 項の規定による届出に関すること。</p> |
| 技術管理課 | 建設技術に関する軽易な事項の所内の連絡調整に関すること。 |
| 用地課 | 用地の取得及び地上物件等の補償に関すること。 |
| 工務管理課 | 1 建設工事(河川、港湾、砂防、都市公園(万日山緑地公園を除く。)、熊本北部流域下水道並びに公共土木施設(道路を除く。))の維持補修及び防災対策事業に係る建設工事(白川に係る建設工事を除く。)に限 |

| | |
|--------------|---|
| | <p>る。次号及び第 3 号において同じ。)の計画調整、調査、設計及び監督に関すること。</p> <p>2 建設工事の総合評価方式による入札に関すること(落札者決定基準に係るものに限る。)</p> <p>3 建設工事の受託施行に関すること。</p> <p>4 熊本北部流域下水道及び関連公共下水道に係る連絡調整に関すること。</p> <p>5 土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査等に関すること。</p> <p>6 河川敷、海岸保全区域、一般公共海岸区域、港湾区域、港湾隣接地域(港湾施設を除く。)及び一般海域の占使用に関すること(港管理事務所の所管区域に係るものを除く。)</p> <p>7 河川敷、海岸保全区域、港湾区域、港湾隣接地域及び一般公共海岸区域の生産物(土石等を含む。)の採取に関すること(港管理事務所の所管区域に係るものを除く。)</p> <p>8 国土交通大臣の管理する河川及び熊本市が河川法第 9 条第 5 項又は第 10 条第 2 項の規定に基づき管理する河川の土石採取料、土地占用料及び河川産出物採取料の徴収に関すること。</p> <p>9 河川、海岸、港湾、砂防設備、河川保全区域、河川予定地、砂防指定地等の取締り及び調査に関すること(港管理事務所の所管区域に係るものを除く。)</p> <p>10 港湾施設の使用に関すること(港管理事務所の所管港湾施設に係るものを除く。)</p> <p>11 港湾法第 38 条の 2 の規定による臨港地区内における行為の届出等に関すること。</p> <p>12 都市公園(万日山緑地公園を除く。)の管理に関すること。</p> <p>13 河川法第 20 条及び海岸法第 13 条の規定による承認に関すること。</p> <p>14 国家賠償法第 2 条の規定による損害賠償責任に関すること。</p> <p>15 里道、水路等国土交通省所管法定外公共用財産の管理に関すること。</p> <p>16 河川、水路敷等と民地との境界確定に関すること。</p> <p>17 水防に関すること。</p> <p>18 土砂災害警戒区域等の指定が完了した後の公示図書の管理等に関すること。</p> |
| <p>災害対策課</p> | <p>1 建設工事(白川に係る建設工事に限る。次号及び第 3 号において同じ。)の計画調整、調査、設計及び監督に関すること。</p> <p>2 建設工事の総合評価方式による入札に関すること(落札者決定基準に係るものに限る。)</p> <p>3 建設工事の受託施行に関すること。</p> |

別表第 8 (第 66 条関係)
 県北広域本部本部組織

| 部 | 課 | 分掌事務 |
|-----|-----|---|
| 総務部 | 振興課 | <p>1 広域本部の施策及び事業の全体調整に関すること。</p> <p>2 広報及び広聴に関すること。</p> |

| | | |
|---------|-------|--|
| | | <p>3 広域本部内の連絡調整に関する事。</p> <p>4 地域振興又は観光に係る施策及び事業の企画、調整並びに推進に関する事。</p> <p>5 前各号に掲げるもののほか、本庁知事公室（危機管理防災課の分掌事務を除く。）、総務部（市町村・税務局市町村行政課及び同局市町村財政課の分掌事務に限る。）、企画振興部及び商工観光労働部に関する事務であって、広域本部において処理することとされたものに関する事。</p> |
| | 総務課 | <p>1 公印に関する事。</p> <p>2 職員の人事及び服務に関する事。</p> <p>3 経理に関する事。</p> <p>4 文書に関する事。</p> <p>5 職員の福利厚生に関する事。</p> <p>6 財産の管理に関する事。</p> <p>7 前各号に掲げるもののほか、本庁知事公室（危機管理防災課の分掌事務に限る。）、総務部（市町村・税務局市町村行政課、同局市町村財政課及び税務課の分掌事務を除く。）に関する事務であって、広域本部において処理することとされたものに関する事。</p> |
| | 収税課 | <p>1 県税の徴収に関する事。</p> <p>2 県税の納税証明に関する事。</p> <p>3 前各号に掲げるもののほか、本庁総務部市町村・税務局税務課の分掌事務に関する事務であって、広域本部において処理することとされたもの（課税課の分掌事務を除く。）に関する事。</p> |
| | 課税課 | <p>県税（個人県民税の均等割・所得割、個人事業税、不動産取得税、軽油引取税、固定資産税、狩猟税及び産業廃棄物税に限る。）の賦課に関する事。</p> |
| | 玉名総務課 | <p>1 玉名総務課及び水産課に係る広報及び広聴に関する事。</p> <p>2 玉名総務課及び水産課の公印に関する事。</p> <p>3 玉名総務課及び水産課の職員の人事及び服務に関する事。</p> <p>4 玉名総務課及び水産課の経理に関する事。</p> <p>5 玉名総務課及び水産課の文書に関する事。</p> <p>6 玉名総務課及び水産課の財産の管理に関する事。</p> |
| 保健福祉環境部 | 総務企画課 | <p>1 保健福祉環境行政推進のための企画及び総合調整に関する事。</p> <p>2 熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の規定による施策の総合調整及び推進に関する事。</p> <p>3 前各号に掲げるもののほか、本庁健康福祉部及び環境生活部の分掌事務に関する事務であって、広域本部において処理することとされたものに関する事。</p> <p>4 地域振興局の総務福祉課（菊池地域振興局にあっては総務企画課）が行う業務に係る連絡調整に関する事。（県北広域本部の総務企画課が行う業務に関連するものに限る。）</p> |
| | 福祉課 | <p>1 地域福祉施策の推進及び総合調整に関する事。</p> <p>2 高齢者福祉及び介護保険施策の推進及び総合調整に関する事。</p> |

| | | |
|-------|-----------|---|
| | | <p>3 介護老人保健施設の指導監査に関すること。</p> <p>4 介護員養成研修指定事業者の指定及び指導等に関すること。</p> <p>5 老人福祉施設又は障害者福祉施設を運営する社会福祉法人及び当該社会福祉法人が運営する社会福祉施設の運営の指導等に関すること。</p> <p>6 社会福祉協議会に関すること。</p> <p>7 民生委員及び児童委員に関すること。</p> <p>8 特別児童扶養手当に関すること。</p> <p>9 障害福祉施策の推進及び総合調整に関すること。</p> <p>10 地域振興局の総務福祉課（菊池地域振興局にあっては、福祉課）が行う業務に係る連絡調整に関すること。（県北広域本部の福祉課が行う業務に関連するものに限る。）</p> |
| | 衛生環境課 | 地域振興局の衛生環境課が行う業務に係る連絡調整に関すること。 |
| | 保健予防課 | 地域振興局の保健予防課が行う業務に係る連絡調整に関すること。 |
| 農林水産部 | 農業普及・振興課 | <p>1 農林業に関する施策の企画及び総合調整に関すること。</p> <p>2 農業の振興に関すること。</p> <p>3 農業委員会に関すること。</p> <p>4 農地法の施行に関すること（阿蘇市及び阿蘇郡の区域に係るものを除く。）。</p> <p>5 農業振興地域の整備に関する法律の施行に関すること（阿蘇市及び阿蘇郡の区域に係るものを除く。）。</p> <p>6 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関すること。</p> <p>7 前各号に掲げるもののほか、本庁農林水産部団体支援課、経営局及び生産局の分掌事務に関する事務であって、広域本部において処理することとされたものに関すること。</p> <p>8 地域振興局の農業普及・振興課が行う業務に係る連絡調整に関すること。</p> |
| | 農地整備課 | <p>1 土地改良事業に関すること。</p> <p>2 農地海岸に関すること。</p> <p>3 国土調査法の規定による地籍調査に関すること。</p> <p>4 菊池台地土地改良課に関すること（菊池台地土地改良課の所掌に係る事務を除く。）。</p> <p>5 前各号に掲げるもののほか、本庁農林水産部農村振興局の分掌事務に関する事務であって、広域本部において処理することとされたものに関すること。</p> <p>6 地域振興局の農地整備課が行う業務に係る連絡調整に関すること。</p> |
| | 菊池台地土地改良課 | <p>1 菊池台地地域における県営土地改良事業等の実施に関すること。</p> <p>2 国営菊池土地改良事業との総合調整に関すること。</p> |
| | 林務課 | <p>1 林業及び木材産業の振興に係る企画及び総合調整に関すること（阿蘇市及び阿蘇郡の区域に係るものを除く。以下林務課の分掌事務において同じ。）。</p> <p>2 林業及び木材産業の振興に関すること。</p> <p>3 木材の需要拡大に関すること。</p> |

| | | |
|-----|-------|--|
| | | <p>4 特用林産物及び樹芸緑化木に関すること。</p> <p>5 林業及び木材産業の関係団体の指導に関すること。</p> <p>6 森林の保全に関すること。</p> <p>7 自然環境の保全に関すること。</p> <p>8 地域振興局の林務課が行う業務に係る連絡調整に関すること。</p> <p>9 前各号に掲げるもののほか、本庁農林水産部森林局の分掌事務に係る事務であって、広域本部において処理することとされたものに関すること。</p> |
| | 水産課 | <p>1 水産業の振興に関すること。</p> <p>2 水産業関係団体の指導に関すること。</p> <p>3 水産物に関すること。</p> <p>4 漁船及び遊漁船業に関すること。</p> <p>5 養殖業に関すること。</p> <p>6 漁場環境の保全に関すること。</p> <p>7 水産技術の普及及び指導に関すること。</p> <p>8 沿岸漁場の整備に関すること。</p> <p>9 前各号に掲げるもののほか、本庁農林水産部水産局の分掌事務に係る事務であって、広域本部において処理することとされたものに関すること。</p> |
| 土木部 | 技術管理課 | <p>1 建設工事の技術指導及び管理に関すること。</p> <p>2 建設工事の総合評価方式による入札に関すること（落札者決定基準に係るものを除く。）。</p> <p>3 建設工事及び国費又は県費による補助工事の検査に関すること。</p> <p>4 地域振興局土木部に属しない工事又は事業の技術に関すること。</p> <p>5 前各号に掲げるもののほか、本庁土木部の分掌事務に係る事務であって、広域本部において処理することとされたものに関すること。</p> <p>6 地域振興局の維持管理調整課（菊池地域振興局にあつては、技術管理課）が行う業務に係る連絡調整に関すること。（県北広域本部の技術管理課が行う業務に関連するものに限る。）</p> |
| | 景観建築課 | <p>地域振興局の景観建築課（鹿本地域振興局及び阿蘇地域振興局にあつては、維持管理調整課）が行う業務に係る連絡調整に関すること。</p> |
| | 用地課 | <p>地域振興局の用地課が行う業務に係る連絡調整に関すること。</p> |
| | 工務課 | <p>地域振興局の工務課（阿蘇地域振興局にあつては、工務第一課及び工務第二課）が行う業務に係る連絡調整に関すること。</p> |
| | 維持管理課 | <p>地域振興局の維持管理調整課（菊池地域振興局にあつては、維持管理課）が行う業務に係る連絡調整に関すること。（県北広域本部の維持管理課が行う業務に関連するものに限る。）</p> |

別表第 9（第 79 条関係）
 県北広域本部玉名地域振興局

| 部 | 課 | 分掌事務 |
|---|-------|-----------------------------------|
| | 総務振興課 | <p>1 地域振興局の施策及び事業の全体調整に関すること。</p> |

| | | |
|----------------|--------------|---|
| | | <ol style="list-style-type: none"> 2 地域づくり又は観光に係る施策及び事業の企画、調整並びに推進に関する事。 3 地域振興局の広報及び広聴に関する事。 4 地域振興局の公印に関する事。 5 地域振興局の職員の人事及び服務に関する事。 6 地域振興局、保健所及び福祉事務所の経理に関する事。 7 地域振興局の文書に関する事。 8 地域振興局の職員の福利厚生に関する事。 9 地域振興局の財産に関する事。 10 地域振興局が入居する庁舎等の管理に関する事。 11 地域振興局内の調整に関する事。 12 選挙及び直接請求に関する事。 13 災害対策基本法の施行に関する事。 14 消防（危険物に関する事を除く。）及び消防団に関する事。 15 文化行政に係る施策の調整に関する事。 16 商工業の振興に関する事。 17 労働に係る関係機関との連携及び支援に関する事。 18 市町村その他地方公共団体の行財政に関する連絡調整に関する事。 19 男女共同参画社会形成の促進に関する事。 20 各地方支出機関の会計事務の指導に関する事。 21 県税の収納に関する事。 22 納税証明に関する事。 |
| <p>保健福祉環境部</p> | <p>総務福祉課</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 保健福祉環境行政推進のための企画及び調整に関する事。 2 地域保健医療計画等の地域計画の調整に関する事。 3 災害救助に関する事。 4 熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の規定による施策の調整及び推進に関する事。 5 交通安全対策に関する事。 6 青少年の保護及び育成に関する事。 7 消費生活に関する事。 8 地域福祉施策の推進及び調整に関する事。 9 市町村が実施する老人福祉、身体障害者福祉、知的障害者福祉及び知的障害児福祉の措置等に係る連絡調整等（福祉総合相談所の所掌に係るものを除く。）に関する事。 10 高齢者福祉及び介護保険施策の推進及び調整に関する事。 11 行旅病人及び行旅死亡人に関する事。 12 児童福祉法第 46 条の規定による児童福祉施設（保育所に限る。）の最低基準実施の監督等に関する事。 13 児童福祉施設（保育所に限る。）を運営する社会福祉法人の運営の指導等に関する事。 14 認可外保育施設の調査等に関する事。 |

| | | |
|-----|----------|---|
| | | <p>1 5 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け並びにその償還に関する事。</p> <p>1 6 国民健康保険に関する事（保健事業に係るものを除く。）。</p> <p>1 7 旧軍人、軍属等及びその遺族の援護に関する事。</p> <p>1 8 保護を要する女子に関する相談及び指導並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の自立支援に関する事。</p> <p>1 9 障害福祉施策の推進及び調整に関する事。</p> <p>2 0 その他社会福祉に関する事。</p> <p>2 1 保健福祉環境部内の調整に関する事。</p> |
| | 衛生環境課 | 衛生環境施策の推進に関する事。 |
| | 保健予防課 | <p>1 地域保健施策の推進に関する事。</p> <p>2 食生活及び食育に関する事。</p> |
| 農林部 | 農業普及・振興課 | <p>1 農林業に関する施策の企画及び調整に関する事。</p> <p>2 農業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 作物及び畜産の生産振興に関する事。</p> <p>(2) 病虫害防除及び農薬安全使用に関する事。</p> <p>(3) 肥料及び農用地土壌の適切な管理に関する事。</p> <p>(4) グリーン農業の推進に関する事。</p> <p>(5) 耕作放棄地対策に係る補助金（気運醸成関係に限る。）に関する事。</p> <p>(6) 農地集積対策に関する事。</p> <p>(7) 農業経営基盤強化促進法の施行に関する事（営農類型及び農業経営改善計画に関する事に限る。）。</p> <p>(8) 担い手育成対策に関する事（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>(9) 新規就農確保対策に関する事（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>(10) 企業の農業参入促進に関する事（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>(11) 経営体育成支援に関する事（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>(12) 農村景観保全対策に関する事（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>(13) 食育の推進に関する事（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>(14) 環境保全型農業直接支払対策に関する事（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>3 農業関係団体の指導に関する事。</p> <p>4 農業金融に関する事。</p> <p>5 農業改良助長法第 1 2 条第 2 項各号に掲げる事務に関する事。</p> <p>6 農林部内の調整に関する事。</p> |
| | 農地整備課 | <p>1 土地改良事業及び農地海岸に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 工事に係る設計、積算、施工管理に関する事。</p> <p>(2) 関係機関等との協議に関する事。</p> <p>2 防災事業に関する事。</p> |

| | | |
|-----|---------|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> 3 災害復旧事業に関する事。 4 農村の総合的な整備に関する事。 5 農地・水保全管理支払事業に関する事。 |
| | 林務課 | <ul style="list-style-type: none"> 1 林業技術についての普及及び指導に関する事。 2 造林及び間伐に関する事。 3 林道事業に関する事。 4 緑化の推進に関する事。 5 林業金融に関する事。 6 森林及び林業並びに木材産業の普及啓発に関する事。 7 災害復旧に関する事。 8 治山事業に関する事。 9 県有林に関する事。 10 野生生物の保護及び狩猟に関する事。 11 自然公園に関する事。 12 観光施設の整備に関する事。 |
| 土木部 | 維持管理調整課 | <ul style="list-style-type: none"> 1 建設業者の実態調査に関する事。 2 建設業法第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定による届出に関する事。 3 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 4 条第 1 項及び第 12 条第 1 項の規定による届出に関する事。 4 浄化槽法第 33 条第 3 項の規定による届出に関する事。 5 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定による分別解体等（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第 2 条第 1 項第 4 号に該当するものをいう。）に関する事。 6 道路敷、河川敷、海岸保全区域、一般公共海岸区域、港湾区域、港湾隣接地域（港湾施設を除く。）及び一般海域の占使用に関する事（水利使用にかかる流水占用料等を除く。）。 7 河川敷、海岸保全区域、港湾区域、港湾隣接地域及び一般公共海岸区域の生産物（土石等を含む。）の採取に関する事。 8 国土交通大臣の管理する河川の流水占用料等の徴収に関する事（水利使用にかかる流水占用料等を除く。）。 9 道路、河川、海岸、港湾、砂防設備、道路沿道、河川保全区域、河川予定地、砂防指定地等の取締り及び調査に関する事。 10 港湾施設の使用に関する事。 11 港湾法第 38 条の 2 の規定による臨港地区内における行為の届出等に関する事。 12 屋外広告物の取締りに関する事。 13 車両制限令の規定による車両の通行に関する事。 14 道路法第 24 条、河川法第 20 条及び海岸法第 13 条の規定による承認に関する事。 15 国家賠償法第 2 条の規定による損害賠償責任に関する事。 16 里道、水路等国土交通省所管法定外公共用財産の |

| | | |
|--|--------------|--|
| | | <p>管理に関すること。</p> <p>1 7 道路、河川、水路敷等と民地との境界確定に関する こと。</p> <p>1 8 建設工事（公共土木施設の維持補修、交通安全施 設の整備及び防災対策事業に係る建設工事に限る。次 号及び第 2 0 号において同じ。）の計画調整、調査、 設計及び監督に関すること。</p> <p>1 9 建設工事の総合評価方式による入札に関するこ と（落札者決定基準に係るものに限る。）。</p> <p>2 0 建設工事の受託施行に関すること。</p> <p>2 1 水防に関すること。</p> <p>2 2 道路法第 4 6 条の規定による通行の禁止及び制 限に関すること。</p> <p>2 3 道路の巡視に関すること。</p> <p>2 4 土砂災害警戒区域等の指定が完了した後の公示 図書の管理等に関すること。</p> <p>2 5 土木部内の調整に関すること。</p> |
| | <p>景観建築課</p> | <p>1 開発行為等の規制に関すること。</p> <p>2 都市計画施設等の区域内における建築の規制に関 すること。</p> <p>3 景観法及び熊本県景観条例の施行並びに熊本県屋 外広告物条例施行規則別表第 6 の 1 共通基準(5)及び (6)の審査及び指導に関すること。</p> <p>4 建築士に関すること。</p> <p>5 建築に関すること。</p> <p>6 優良宅地及び住宅の認定に関すること。</p> <p>7 独立行政法人住宅金融支援機構受託事務に関する こと。</p> <p>8 公営住宅等の中間検査に関すること。</p> <p>9 宅地造成工事規制区域内の宅地造成工事の規制に 関すること。</p> <p>1 0 営繕に関すること。</p> <p>1 1 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規 定に基づく建築物に係る措置等に関すること。</p> <p>1 2 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 の規定による分別解体等（建設工事に係る資材の再資 源化等に関する法律施行令第 2 条第 1 項第 1 号から 第 3 号までに該当するものをいう。）に関すること。</p> <p>1 3 熊本県地球温暖化の防止に関する条例の規定に よる建築物に係る地球温暖化対策に関すること。</p> |
| | <p>用地課</p> | <p>用地の取得及び地上物件等の補償に関すること。</p> |
| | <p>工務課</p> | <p>1 建設工事（建設工事(公共土木施設の維持補修、交 通安全施設の整備及び防災対策事業に係る建設工事 を除く。次号及び第 4 号において同じ。)の計画調整、 調査、設計及び監督に関すること。</p> <p>2 建設工事の総合評価方式による入札に関するこ と（落札者決定基準に係るものに限る。）。</p> <p>3 国費又は県費による補助工事の調査及び監督に関 すること。</p> <p>4 建設工事の受託施行に関すること。</p> <p>5 土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査等に 関すること。</p> |

別表第 10 (第 89 条関係)
 県北広域本部鹿本地域振興局

| 部 | 課 | 分掌事務 |
|-------------|-------|---|
| | 総務振興課 | 1 地域振興局の施策及び事業の全体調整に関する こと。 2 地域づくり又は観光に係る施策及び事業の企画、調 整並びに推進に関する こと。 3 地域振興局の広報及び広聴に関する こと。 4 地域振興局の公印に関する こと。 5 地域振興局の職員の人事及びサービスに関する こと。 6 地域振興局及び保健所の経理に関する こと。 7 地域振興局の文書に関する こと。 8 地域振興局の職員の福利厚生に関する こと。 9 地域振興局の財産に関する こと。 10 地域振興局が入居する庁舎等の管理に関する こと。 11 地域振興局内の調整に関する こと。 12 選挙及び直接請求に関する こと。 13 災害対策基本法の施行に関する こと。 14 消防（危険物に関する ことを除く。）及び消防団 に関する こと。 15 文化行政に係る施策の調整に関する こと。 16 商工業の振興に関する こと。 17 労働に係る関係機関との連携及び支援に関する こと。 18 市町村その他地方公共団体の行財政に関する連 絡調整に関する こと。 19 男女共同参画社会形成の促進に関する こと。 20 各地方支出機関の会計事務の指導に関する こと。 21 県税の収納に関する こと。 22 納税証明に関する こと。 |
| 保健福祉環 境部 | 総務福祉課 | 1 保健福祉環境行政推進のための企画及び調整に関 する こと。 2 地域保健医療計画等の地域計画の調整に関する こと。 3 災害救助に関する こと。 4 熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への 参加の促進に関する条例の規定による施策の調整及 び推進に関する こと。 5 交通安全対策に関する こと。 6 青少年の保護及び育成に関する こと。 7 消費生活に関する こと。 8 地域福祉施策の推進及び調整に関する こと。 9 市町村が実施する老人福祉、身体障害者福祉、知的 障害者福祉及び知的障害児福祉の措置等に係る連絡 調整等（福祉総合相談所の所掌に係るものを除く。） に関する こと。 10 高齢者福祉及び介護保険施策の推進及び調整に 関する こと。 11 行旅病人及び行旅死亡人に関する こと。 12 児童福祉法第 46 条の規定による児童福祉施設 |

| | | |
|-----|--------------|---|
| | | <p>(保育所に限る。)の最低基準実施の監督等に関する こと。</p> <p>1 3 児童福祉施設(保育所に限る。)を運営する社会 福祉法人の運営の指導等に関すること。</p> <p>1 4 認可外保育施設の調査等に関すること。</p> <p>1 5 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け並びに その償還に関すること。</p> <p>1 6 国民健康保険に関すること(保健事業に係るもの を除く。)</p> <p>1 7 旧軍人、軍属等及びその遺族の援護に関するこ と。</p> <p>1 8 保護を要する女子に関する相談及び指導並びに 配偶者からの暴力の防止及び被害者の自立支援に関 すること。</p> <p>1 9 障害福祉施策の推進及び調整に関すること。</p> <p>2 0 その他社会福祉に関すること。</p> <p>2 1 保健福祉環境部内の調整に関すること。</p> |
| | 衛生環境課 | 衛生環境施策の推進に関すること。 |
| | 保健予防課 | <p>1 地域保健施策の推進に関すること。</p> <p>2 食生活及び食育に関すること。</p> |
| 農林部 | 農業普及・振興 課 | <p>1 農林業に関する施策の企画及び調整に関すること。</p> <p>2 農業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 作物及び畜産の生産振興に関すること。</p> <p>(2) 病害虫防除及び農薬安全使用に関すること。</p> <p>(3) 肥料及び農用地土壌の適切な管理に関するこ と。</p> <p>(4) グリーン農業の推進に関すること。</p> <p>(5) 耕作放棄地対策に係る補助金(気運醸成関係に 限る。)に関すること。</p> <p>(6) 農地集積対策に関すること。</p> <p>(7) 農業経営基盤強化促進法の施行に関すること (営農類型及び農業経営改善計画に関することに 限る。)</p> <p>(8) 担い手育成対策に関すること(補助金交付事務 を除く。)</p> <p>(9) 新規就農確保対策に関すること(補助金交付事 務を除く。)</p> <p>(10) 企業の農業参入促進に関すること(補助金交付 事務を除く。)</p> <p>(11) 経営体育成支援に関すること(補助金交付事務 を除く。)</p> <p>(12) 農村景観保全対策に関すること(補助金交付事 務を除く。)</p> <p>(13) 食育の推進に関すること(補助金交付事務を除 く。)</p> <p>(14) 環境保全型農業直接支払対策に関すること(補 助金交付事務を除く。)</p> <p>3 農業関係団体の指導に関すること。</p> <p>4 農業金融に関すること。</p> <p>5 農業改良助長法第 1 2 条第 2 項各号に掲げる事務 に関すること。</p> |

| | | |
|------------|----------------|--|
| | <p>農地整備課</p> | <p>6 農林部内の調整に関する事。</p> <p>1 土地改良事業に関する事務のうち、次に掲げるもの (1) 工事に係る設計、積算、施工管理に関する事。 (2) 関係機関等との協議に関する事。</p> <p>2 防災事業に関する事。 3 災害復旧事業に関する事。 4 農村の総合的な整備に関する事。 5 農地・水保全管理支払事業に関する事。</p> |
| | <p>林務課</p> | <p>1 林業技術についての普及及び指導に関する事。 2 造林及び間伐に関する事。 3 林道事業に関する事。 4 緑化の推進に関する事。 5 林業金融に関する事。 6 森林及び林業並びに木材産業の普及啓発に関する事。 7 災害復旧に関する事。 8 治山事業に関する事。 9 県有林に関する事。 10 野生生物の保護及び狩猟に関する事。 11 自然公園に関する事。 12 観光施設の整備に関する事。</p> |
| <p>土木部</p> | <p>維持管理調整課</p> | <p>1 建設業者の実態調査に関する事。 2 建設業法第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定による届出に関する事。 3 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 4 条第 1 項及び第 12 条第 1 項の規定による届出に関する事。 4 浄化槽法第 33 条第 3 項の規定による届出に関する事。 5 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく建築物に係る措置等に関する事。 6 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定による分別解体等に関する事。 7 熊本県地球温暖化の防止に関する条例の規定による建築物に係る地球温暖化対策に関する事。 8 道路敷及び河川敷の占使用に関する事。 9 河川敷の生産物（土石等を含む。）の採取に関する事。 10 国土交通大臣の管理する河川の土石採取料、土地占用料及び河川産出物採取料の徴収に関する事。 11 道路、河川、砂防設備、道路沿道、河川保全区域、河川予定地、砂防指定地等の取締り及び調査に関する事。 12 屋外広告物の取締りに関する事。 13 車両制限令の規定による車両の通行に関する事。 14 道路法第 24 条及び河川法第 20 条の規定による承認に関する事。 15 国家賠償法第 2 条の規定による損害賠償責任に関する事。 16 里道、水路等国土交通省所管法定外公共用財産の</p> |

| | | |
|--|-----|--|
| | | <p>管理に関すること。</p> <p>1 7 道路、河川、水路敷等と民地との境界確定に関すること。</p> <p>1 8 建設工事（公共土木施設の維持補修、交通安全施設の整備及び防災対策事業に係る建設工事に限る。次号及び第 2 0 号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関すること。</p> <p>1 9 建設工事の総合評価方式による入札に関すること（落札者決定基準に係るものに限る。）。</p> <p>2 0 建設工事の受託施行に関すること。</p> <p>2 1 水防に関すること。</p> <p>2 2 道路法第 4 6 条の規定による通行の禁止及び制限に関すること。</p> <p>2 3 道路の巡視に関すること。</p> <p>2 4 土砂災害警戒区域等の指定が完了した後の公示図書の管理等に関すること。</p> <p>2 5 開発行為等の規制に関すること。</p> <p>2 6 都市計画施設等の区域内における建築の規制に関すること。</p> <p>2 7 景観法及び熊本県景観条例の施行並びに熊本県屋外広告物条例施行規則別表第 6 の 1 共通基準(5)及び(6)の審査及び指導に関すること。</p> <p>2 8 建築士に関すること。</p> <p>2 9 建築に関すること。</p> <p>3 0 優良宅地及び住宅の認定に関すること。</p> <p>3 1 独立行政法人住宅金融支援機構受託事務に関すること。</p> <p>3 2 公営住宅等の中間検査に関すること。</p> <p>3 3 営繕に関すること。</p> <p>3 4 土木部内の連絡調整に関すること。</p> |
| | 用地課 | <p>用地の取得及び地上物件等の補償に関すること。</p> |
| | 工務課 | <p>1 建設工事（建設工事(公共土木施設の維持補修、交通安全施設の整備及び防災対策事業に係る建設工事を除く。次号及び第 4 号において同じ。)の計画調整、調査、設計及び監督に関すること。</p> <p>2 建設工事の総合評価方式による入札に関すること（落札者決定基準に係るものに限る。）。</p> <p>3 国費又は県費による補助工事の調査及び監督に関すること。</p> <p>4 建設工事の受託施行に関すること。</p> <p>5 土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査等に関すること。</p> |

別表第 1 1（第 9 9 条関係）
 県北広域本部菊池地域振興局

| 部 | 課 | 分掌事務 |
|---|-----|--|
| | 振興課 | <p>1 地域振興局の施策及び事業の全体調整に関すること。</p> <p>2 地域づくり又は観光に係る施策及び事業の企画、調整並びに推進に関すること。</p> <p>3 地域振興局の広報及び広聴に関すること。</p> <p>4 地域振興局内の調整に関すること。</p> |

| | | |
|----------------|--------------|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> 5 文化行政に係る施策の調整に関する事 6 商工業の振興に関する事 7 労働に係る関係機関との連携及び支援に関する事 8 市町村その他地方公共団体の行財政に関する連絡調整に関する事 |
| | <p>総務課</p> | <ul style="list-style-type: none"> 1 地域振興局の公印に関する事 2 地域振興局の職員の人事及び服務に関する事 3 地域振興局、保健所及び福祉事務所の経理に関する事 4 地域振興局の文書に関する事 5 地域振興局の職員の福利厚生に関する事 6 地域振興局の財産に関する事 7 地域振興局が入居する庁舎等の管理に関する事 8 選挙及び直接請求に関する事 9 災害対策基本法の施行に関する事 10 消防（危険物に関する事を除く。）及び消防団に関する事 11 火薬類に関する事 12 男女共同参画社会形成の促進に関する事 13 各地方支出機関の会計事務の指導に関する事 |
| <p>保健福祉環境部</p> | <p>総務企画課</p> | <ul style="list-style-type: none"> 1 保健福祉環境行政推進のための企画及び調整に関する事 2 地域保健医療計画等の地域計画の調整に関する事 3 災害救助に関する事 4 熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の規定による施策の調整及び推進に関する事 5 交通安全対策に関する事 6 青少年の保護及び育成に関する事 7 消費生活に関する事 8 保健福祉環境部内の調整に関する事 |
| | <p>福祉課</p> | <ul style="list-style-type: none"> 1 地域福祉施策の推進及び調整に関する事 2 市町村が実施する老人福祉、身体障害者福祉、知的障害者福祉及び知的障害児福祉の措置等に係る連絡調整等（福祉総合相談所の所掌に係るものを除く。）に関する事 3 高齢者福祉及び介護保険施策の推進及び調整に関する事 4 行旅病人及び行旅死亡人に関する事 5 児童福祉法第 46 条の規定による児童福祉施設（保育所に限る。）の最低基準実施の監督等に関する事 6 児童福祉施設（保育所に限る。）を運営する社会福祉法人の運営の指導等に関する事 7 認可外保育施設の調査等に関する事 8 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け並びにその償還に関する事 9 国民健康保険に関する事（保健事業に係るものを除く。） 10 旧軍人、軍属等及びその遺族の援護に関する事 |

| | | |
|-----|----------|---|
| | | <p>1 1 保護を要する女子に関する相談及び指導並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の自立支援に関すること。</p> <p>1 2 障害福祉施策の推進及び調整に関すること。</p> <p>1 3 その他社会福祉に関すること。</p> |
| | 衛生環境課 | 衛生環境施策の推進に関すること。 |
| | 保健予防課 | <p>1 地域保健施策の推進に関すること。</p> <p>2 食生活及び食育に関すること。</p> |
| 農林部 | 農業普及・振興課 | <p>1 農林業に関する施策の企画及び調整に関すること。</p> <p>2 農業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 作物及び畜産の生産振興に関すること。</p> <p>(2) 病虫害防除及び農薬安全使用に関すること。</p> <p>(3) 肥料及び農用地土壌の適切な管理に関すること。</p> <p>(4) グリーン農業の推進に関すること。</p> <p>(5) 耕作放棄地対策に係る補助金（気運醸成関係に限る。）に関すること。</p> <p>(6) 農地集積対策に関すること。</p> <p>(7) 農業経営基盤強化促進法の施行に関すること（営農類型及び農業経営改善計画に関することに限る。）。</p> <p>(8) 担い手育成対策に関すること（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>(9) 新規就農確保対策に関すること（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>(10) 企業の農業参入促進に関すること（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>(11) 経営体育成支援に関すること（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>(12) 農村景観保全対策に関すること（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>(13) 食育の推進に関すること（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>(14) 環境保全型農業直接支払対策に関すること（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>3 農業関係団体の指導に関すること。</p> <p>4 農業金融に関すること。</p> <p>5 農業改良助長法第 1 2 条第 2 項各号に掲げる事務に関すること。</p> <p>6 農林部内の調整に関すること。</p> |
| | 農地整備課 | <p>1 土地改良事業に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 工事に係る設計、積算、施工管理に関すること。</p> <p>(2) 関係機関等との協議に関すること。</p> <p>2 防災事業に関すること。</p> <p>3 災害復旧事業に関すること。</p> <p>4 農村の総合的な整備に関すること。</p> <p>5 農地・水保全管理支払事業に関すること。</p> |
| | 林務課 | <p>1 林業技術についての普及及び指導に関すること。</p> <p>2 造林及び間伐に関すること。</p> <p>3 林道事業に関すること。</p> <p>4 緑化の推進に関すること。</p> |

| | | |
|-----|-------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> 5 林業金融に関すること。 6 森林及び林業並びに木材産業の普及啓発に関すること。 7 災害復旧に関すること。 8 治山事業に関すること。 9 県有林に関すること。 10 野生生物の保護及び狩猟に関すること。 11 自然公園に関すること。 12 観光施設の整備に関すること。 |
| 土木部 | 技術管理課 | <ul style="list-style-type: none"> 1 建設業者の実態調査に関すること。 2 建設業法第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定による届出に関すること。 3 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 4 条第 1 項及び第 12 条第 1 項の規定による届出に関すること。 4 浄化槽法第 33 条第 3 項の規定による届出に関すること。 5 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定による分別解体等（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第 2 条第 1 項第 4 号に該当するものをいう。）に関すること。 6 土木部内の調整に関すること。 |
| | 景観建築課 | <ul style="list-style-type: none"> 1 開発行為等の規制に関すること。 2 都市計画施設等の区域内における建築の規制に関すること。 3 路外駐車場に関すること。 4 景観法及び熊本県景観条例の施行並びに熊本県屋外広告物条例施行規則別表第 6 の 1 共通基準(5)及び(6)の審査及び指導に関すること。 5 建築士に関すること。 6 建築に関すること。 7 優良宅地及び住宅の認定に関すること。 8 独立行政法人住宅金融支援機構受託事務に関すること。 9 公営住宅等の中間検査に関すること。 10 営繕に関すること。 11 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく建築物に係る措置等に関すること。 12 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定による分別解体等（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに該当するものをいう。）に関すること。 13 熊本県地球温暖化の防止に関する条例の規定による建築物に係る地球温暖化対策に関すること。 |
| | 用地課 | <ul style="list-style-type: none"> 用地の取得及び地上物件等の補償に関すること。 |
| | 工務課 | <ul style="list-style-type: none"> 1 建設工事（建設工事（公共土木施設の維持補修、交通安全施設の整備及び防災対策事業に係る建設工事を除く。次号及び第 4 号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関すること。 2 建設工事の総合評価方式による入札に関すること（落札者決定基準に係るものに限る。）。 3 国費又は県費による補助工事の調査及び監督に関 |

| | | |
|--|-------|---|
| | | <p>すること。</p> <p>4 建設工事の受託施行に関すること。</p> <p>5 土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査等に関すること。</p> |
| | 維持管理課 | <p>1 道路敷及び河川敷の占使用に関すること。</p> <p>2 河川敷の生産物（土石等を含む。）の採取に関すること。</p> <p>3 国土交通大臣の管理する河川の土石採取料、土地占用料及び河川産出物採取料の徴収に関すること。</p> <p>4 道路、河川、砂防設備、道路沿道、河川保全区域、河川予定地、砂防指定地等の取締り及び調査に関すること。</p> <p>5 屋外広告物の取締りに関すること。</p> <p>6 車両制限令の規定による車両の通行に関すること。</p> <p>7 道路法第 2 4 条及び河川法第 2 0 条の規定による承認に関すること。</p> <p>8 国家賠償法第 2 条の規定による損害賠償責任に関すること。</p> <p>9 里道、水路等国土交通省所管法定外公共用財産の管理に関すること。</p> <p>1 0 道路、河川、水路敷等と民地との境界確定に関すること。</p> <p>1 1 建設工事（公共土木施設の維持補修、交通安全施設の整備及び防災対策事業に係る建設工事に限る。次号及び第 1 3 号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関すること。</p> <p>1 2 建設工事の総合評価方式による入札に関すること（落札者決定基準に係るものに限る。）。</p> <p>1 3 建設工事の受託施行に関すること。</p> <p>1 4 水防に関すること。</p> <p>1 5 道路法第 4 6 条の規定による通行の禁止及び制限に関すること。</p> <p>1 6 道路の巡視に関すること。</p> <p>1 7 土砂災害警戒区域等の指定が完了した後の公示図書の管理等に関すること。</p> |

別表第 1 2（第 1 1 5 条関係）
 県北広域本部阿蘇地域振興局

| 部 | 課 | 分掌事務 |
|---|-------|--|
| | 総務振興課 | <p>1 地域振興局の施策及び事業の全体調整に関すること。</p> <p>2 地域づくり又は観光に係る施策及び事業の企画、調整並びに推進に関すること。</p> <p>3 地域振興局の広報及び広聴に関すること。</p> <p>4 地域振興局の公印に関すること。</p> <p>5 地域振興局の職員の人事及びサービスに関すること。</p> <p>6 地域振興局、保健所及び福祉事務所の経理に関すること。</p> <p>7 地域振興局の文書に関すること。</p> <p>8 地域振興局の職員の福利厚生に関すること。</p> <p>9 地域振興局の財産に関すること。</p> <p>1 0 地域振興局が入居する庁舎等の管理に関するこ</p> |

| | | |
|----------------|--------------|---|
| | | <p>と。</p> <p>1 1 地域振興局内の調整に関する事。</p> <p>1 2 選挙及び直接請求に関する事。</p> <p>1 3 災害対策基本法の施行に関する事。</p> <p>1 4 消防（危険物に関する事を除く。）及び消防団に関する事。</p> <p>1 5 火薬類に関する事。</p> <p>1 6 文化行政に係る施策の調整に関する事。</p> <p>1 7 商工業の振興に関する事。</p> <p>1 8 労働に係る関係機関との連携及び支援に関する事。</p> <p>1 9 市町村その他地方公共団体の行財政に関する連絡調整に関する事。</p> <p>2 0 男女共同参画社会形成の促進に関する事。</p> <p>2 1 各地方支出機関の会計事務の指導に関する事。</p> <p>2 2 県税の収納に関する事。</p> <p>2 3 納税証明に関する事。</p> |
| <p>保健福祉環境部</p> | <p>総務福祉課</p> | <p>1 保健福祉環境行政推進のための企画及び調整に関する事。</p> <p>2 地域保健医療計画等の地域計画の調整に関する事。</p> <p>3 災害救助に関する事。</p> <p>4 熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の規定による施策の調整及び推進に関する事。</p> <p>5 交通安全対策に関する事。</p> <p>6 青少年の保護及び育成に関する事。</p> <p>7 消費生活に関する事。</p> <p>8 地域福祉施策の推進及び調整に関する事。</p> <p>9 市町村が実施する老人福祉、身体障害者福祉、知的障害者福祉及び知的障害児福祉の措置等に係る連絡調整等（福祉総合相談所の所掌に係るものを除く。）に関する事。</p> <p>1 0 高齢者福祉及び介護保険施策の推進及び調整に関する事。</p> <p>1 1 行旅病人及び行旅死亡人に関する事。</p> <p>1 2 児童福祉法第 4 6 条の規定による児童福祉施設（保育所に限る。）の最低基準実施の監督等に関する事。</p> <p>1 3 児童福祉施設（保育所に限る。）を運営する社会福祉法人の運営の指導等に関する事。</p> <p>1 4 認可外保育施設の調査等に関する事。</p> <p>1 5 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け並びにその償還に関する事。</p> <p>1 6 国民健康保険に関する事（保健事業に係るものを除く。）。</p> <p>1 7 旧軍人、軍属等及びその遺族の援護に関する事。</p> <p>1 8 保護を要する女子に関する相談及び指導並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の自立支援に関する事。</p> <p>1 9 障害福祉施策の推進及び調整に関する事。</p> |

| | | |
|-----|----------|---|
| | | <p>2 0 その他社会福祉に関すること。</p> <p>2 1 保健福祉環境部内の調整に関すること。</p> |
| | 衛生環境課 | 衛生環境施策の推進に関すること。 |
| | 保健予防課 | <p>1 地域保健施策の推進に関すること。</p> <p>2 食生活及び食育に関すること。</p> |
| 農林部 | 農業普及・振興課 | <p>1 農林業に関する施策の企画及び調整に関すること。</p> <p>2 農業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 作物及び畜産の生産振興に関すること。</p> <p>(2) 病害虫防除及び農薬安全使用に関すること。</p> <p>(3) 肥料及び農用地土壌の適切な管理に関すること。</p> <p>(4) グリーン農業の推進に関すること。</p> <p>(5) 耕作放棄地対策に係る補助金（気運醸成関係に限る。）に関すること。</p> <p>(6) 農地集積対策に関すること。</p> <p>(7) 農業経営基盤強化促進法の施行に関すること（営農類型及び農業経営改善計画に関することに限る。）。</p> <p>(8) 担い手育成対策に関すること（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>(9) 新規就農確保対策に関すること（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>(10) 企業の農業参入促進に関すること（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>(11) 経営体育成支援に関すること（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>(12) 農村景観保全対策に関すること（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>(13) 食育の推進に関すること（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>(14) 環境保全型農業直接支払対策に関すること（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>3 農業関係団体の指導に関すること。</p> <p>4 農業金融に関すること。</p> <p>5 農地法の施行に関すること。</p> <p>6 農業振興地域の整備に関する法律の施行に関すること。</p> <p>7 農業改良助長法第 1 2 条第 2 項各号に掲げる事務に関すること。</p> <p>8 農林部内の調整に関すること。</p> |
| | 農地整備課 | <p>1 土地改良事業に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 工事に係る設計、積算、施工管理に関すること。</p> <p>(2) 関係機関等との協議に関すること。</p> <p>2 防災事業に関すること。</p> <p>3 災害復旧事業に関すること。</p> <p>4 農村の総合的な整備に関すること。</p> <p>5 農地・水保全管理支払事業に関すること。</p> |
| | 林務課 | <p>1 林業及び木材産業の振興に関すること。</p> <p>2 林業技術についての普及及び指導に関すること。</p> <p>3 造林及び間伐に関すること。</p> <p>4 林道事業に関すること。</p> |

| | | |
|------------|----------------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> 5 木材の需要拡大に関すること。 6 緑化の推進に関すること。 7 特用林産物及び樹芸緑化木に関すること。 8 林業及び木材産業の関係団体の指導に関すること。 9 林業金融に関すること。 10 森林及び林業並びに木材産業の普及啓発に関すること。 11 災害復旧に関すること。 12 森林の保全に関すること。 13 治山事業に関すること。 14 県有林に関すること。 15 自然環境の保全に関すること。 16 野生生物の保護及び狩猟に関すること。 17 自然公園に関すること。 18 観光施設の整備に関すること。 |
| <p>土木部</p> | <p>維持管理調整課</p> | <ul style="list-style-type: none"> 1 建設業者の実態調査に関すること。 2 建設業法第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定による届出に関すること。 3 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 4 条第 1 項及び第 12 条第 1 項の規定による届出に関すること。 4 浄化槽法第 33 条第 3 項の規定による届出に関すること。 5 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく建築物に係る措置等に関すること。 6 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定による分別解体等に関すること。 7 熊本県地球温暖化の防止に関する条例の規定による建築物に係る地球温暖化対策に関すること。 8 道路敷及び河川敷の占使用に関すること。 9 河川敷の生産物（土石等を含む。）の採取に関すること。 10 国土交通大臣の管理する河川の土石採取料、土地占用料及び河川産出物採取料の徴収に関すること。 11 道路、河川、砂防設備、道路沿道、河川保全区域、河川予定地、砂防指定地等の取締り及び調査に関すること。 12 屋外広告物の取締りに関すること。 13 車両制限令の規定による車両の通行に関すること。 14 道路法第 24 条及び河川法第 20 条の規定による承認に関すること。 15 国家賠償法第 2 条の規定による損害賠償責任に関すること。 16 里道、水路等国土交通省所管法定外公共用財産の管理に関すること。 17 道路、河川、水路敷等と民地との境界確定に関すること。 18 建設工事（公共土木施設の維持補修、交通安全施設の整備及び防災対策事業に係る建設工事に限る。次号及び第 20 号において同じ。）の計画調整、調査、 |

| | | |
|--|--------------|--|
| | | <p>設計及び監督に関すること。</p> <p>1 9 建設工事の総合評価方式による入札に関すること（落札者決定基準に係るものに限る。）。</p> <p>2 0 建設工事の受託施行に関すること。</p> <p>2 1 水防に関すること。</p> <p>2 2 道路法第 4 6 条の規定による通行の禁止及び制限に関すること。</p> <p>2 3 道路の巡視に関すること。</p> <p>2 4 土砂災害警戒区域等の指定が完了した後の公示図書の管理等に関すること。</p> <p>2 5 開発行為等の規制に関すること。</p> <p>2 6 都市計画施設等の区域内における建築の規制に関すること。</p> <p>2 7 景観法及び熊本県景観条例の施行並びに熊本県屋外広告物条例施行規則別表第 6 の 1 共通基準(5)及び(6)の審査及び指導に関すること。</p> <p>2 8 建築士に関すること。</p> <p>2 9 建築に関すること。</p> <p>3 0 優良宅地及び住宅の認定に関すること。</p> <p>3 1 独立行政法人住宅金融支援機構受託事務に関すること。</p> <p>3 2 公営住宅等の中間検査に関すること。</p> <p>3 3 営繕に関すること。</p> <p>3 4 土木部内の連絡調整に関すること。</p> |
| | <p>用地課</p> | <p>用地の取得及び地上物件等の補償に関すること。</p> |
| | <p>工務第一課</p> | <p>1 建設工事（建設工事（公共土木施設の維持補修、交通安全施設の整備及び防災対策事業に係る建設工事並びに平成 2 4 年 7 月九州北部豪雨に起因する河川及び砂防に係る改良復旧建設工事を除く。次号及び第 4 号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関すること。</p> <p>2 建設工事の総合評価方式による入札に関すること（落札者決定基準に係るものに限る。）。</p> <p>3 国費又は県費による補助工事（平成 2 4 年 7 月九州北部豪雨に起因する河川及び砂防に係る国費又は県費による補助工事を除く。）の調査及び監督に関すること。</p> <p>4 建設工事の受託施行に関すること。</p> <p>5 土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査等に関すること。</p> |
| | <p>工務第二課</p> | <p>1 建設工事（平成 2 4 年 7 月九州北部豪雨に起因する河川及び砂防に係る改良復旧建設工事に限る。次号及び第 4 号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関すること。</p> <p>2 建設工事の総合評価方式による入札に関すること（落札者決定基準に係るものに限る。）。</p> <p>3 平成 2 4 年 7 月九州北部豪雨に起因する河川及び砂防に係る国費又は県費による補助工事の調査及び監督に関すること。</p> <p>4 建設工事の受託施行に関すること。</p> |

別表第13 (第125条関係)
 県南広域本部本部組織

| 部 | 課 | 分掌事務 |
|---------|-------|---|
| 総務部 | 振興課 | 1 広域本部の施策及び事業の全体調整に関すること。 2 広報及び広聴に関すること。 3 広域本部内の連絡調整に関すること。 4 地域振興又は観光に係る施策及び事業の企画、調整並びに推進に関すること。 5 前各号に掲げるもののほか、本庁知事公室（危機管理防災課の分掌事務を除く。）、総務部（市町村・税務局市町村行政課及び同局市町村財政課の分掌事務に限る。）、企画振興部及び商工観光労働部に関する事務であって、広域本部において処理することとされたものに関すること。 |
| | 総務課 | 1 公印に関すること。 2 職員の人事及び服務に関すること。 3 経理に関すること。 4 文書に関すること。 5 職員の福利厚生に関すること。 6 財産の管理に関すること。 7 前各号に掲げるもののほか、本庁知事公室（危機管理防災課の分掌事務に限る。）、総務部（市町村・税務局市町村行政課、同局市町村財政課及び税務課の分掌事務を除く。）に関する事務であって、広域本部において処理することとされたものに関すること。 |
| | 収税課 | 1 県税の徴収に関すること。 2 県税の納税証明に関すること。 3 前各号に掲げるもののほか、本庁総務部税務課の分掌事務に関する事務であって、広域本部において処理することとされたもの（課税課の分掌事務を除く。）に関すること。 |
| | 課税課 | 県税（個人県民税の均等割・所得割、個人事業税、不動産取得税、軽油引取税、固定資産税、狩猟税及び産業廃棄物税に限る。）の賦課に関すること。 |
| 保健福祉環境部 | 総務企画課 | 1 保健福祉環境行政推進のための企画及び総合調整に関すること。 2 熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の規定による施策の総合調整及び推進に関すること。 3 前各号に掲げるもののほか、本庁健康福祉部及び環境生活部の分掌事務に関する事務であって、広域本部において処理することとされたものに関すること。 4 地域振興局の総務企画課（球磨地域振興局にあっては総務福祉課）が行う業務に係る連絡調整に関すること（県南広域本部の総務企画課が行う業務に関連するものに限る。）。 |
| | 福祉課 | 1 地域福祉施策の推進及び総合調整に関すること。 2 高齢者福祉及び介護保険施策の推進及び総合調整に関すること。 3 介護老人保健施設の指導監査に関すること。 4 介護員養成研修指定事業者の指定及び指導等に関すること。 |

| | | |
|-------|----------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> 5 老人福祉施設又は障害者福祉施設を運営する社会福祉法人及び当該社会福祉法人が運営する社会福祉施設の運営の指導等に関する事。 6 社会福祉協議会に関する事。 7 民生委員及び児童委員に関する事。 8 特別児童扶養手当に関する事。 9 障害福祉施策の推進及び総合調整に関する事。 10 地域振興局の福祉課（球磨地域振興局にあっては、総務福祉課）が行う業務に係る連絡調整に関する事。（県南広域本部の福祉課が行う業務に関連するものに限る。） |
| | 衛生環境課 | 地域振興局の衛生環境課が行う業務に係る連絡調整に関する事。 |
| | 保健予防課 | 地域振興局の保健予防課が行う業務に係る連絡調整に関する事。 |
| | 試験検査課 | 試験検査施策の推進に関する事。 |
| 農林水産部 | 農業普及・振興課 | <ul style="list-style-type: none"> 1 農林業に関する施策の企画及び総合調整に関する事。 2 農業の振興に関する事。 3 農業委員会に関する事。 4 農地法の施行に関する事。 5 農業振興地域の整備に関する法律の施行に関する事。 6 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する事。 7 前各号に掲げるもののほか、本庁農林水産部団体支援課、経営局及び生産局の分掌事務に関する事務であって、広域本部において処理することとされたものに関する事。 8 地域振興局の農業普及・振興課が行う業務に係る連絡調整に関する事。 |
| | 農地整備課 | <ul style="list-style-type: none"> 1 土地改良事業に関する事。 2 農地海岸に関する事。 3 国土調査法の規定による地籍調査に関する事。 4 前各号に掲げるもののほか、本庁農林水産部農村振興局の分掌事務に関する事務であって、広域本部において処理することとされたものに関する事。 5 地域振興局の農地整備課が行う業務に係る連絡調整に関する事。 |
| | 林務課 | <ul style="list-style-type: none"> 1 林業及び木材産業の振興に係る企画及び総合調整に関する事（人吉市及び球磨郡の区域に係るものを除く。以下林務課の分掌事務において同じ。）。 2 林業及び木材産業の振興に関する事。 3 木材の需要拡大に関する事。 4 特用林産物及び樹芸緑化木に関する事。 5 林業及び木材産業の関係団体の指導に関する事。 6 森林の保全に関する事。 7 自然環境の保全に関する事。 8 地域振興局の林務課が行う業務に係る連絡調整に関する事。 9 前各号に掲げるもののほか、本庁農林水産部森林局の分掌事務に係る事務であって、広域本部において処 |

| | | |
|-----|-------|---|
| | | 理することとされたものに関すること。 |
| | 水産課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 水産業の振興に関すること。 2 水産業関係団体の指導に関すること。 3 水産物に関すること。 4 漁船及び遊漁船業に関すること。 5 養殖業に関すること。 6 漁場環境の保全に関すること。 7 水産技術の普及及び指導に関すること。 8 沿岸漁場の整備に関すること。 9 前各号に掲げるもののほか、本庁農林水産部水産局の分掌事務に係る事務であって、広域本部において処理することとされたものに関すること。 |
| 土木部 | 技術管理課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 建設工事の技術指導及び管理に関すること。 2 建設工事の総合評価方式による入札に関すること（落札者決定基準に係るものを除く。）。 3 建設工事及び国費又は県費による補助工事の検査に関すること。 4 地域振興局土木部に属しない工事又は事業の技術に関すること。 5 前各号に掲げるもののほか、本庁土木部の分掌事務に係る事務であって、広域本部において処理することとされたものに関すること。 6 地域振興局の維持管理調整課（八代地域振興局にあつては、技術管理景観課）が行う業務に係る連絡調整に関すること（県南広域本部の技術管理課が行う業務に関連するものに限る。）。 |
| | 用地課 | 地域振興局の用地課が行う業務に係る連絡調整に関すること。 |
| | 工務課 | 地域振興局の工務課が行う業務に係る連絡調整に関すること。 |
| | 維持管理課 | 地域振興局の維持管理調整課（八代地域振興局にあつては、維持管理課）が行う業務に係る連絡調整に関すること（県南広域本部の維持管理課が行う業務に関連するものに限る。）。 |

別表第 1 4（第 1 3 5 条関係）
 県南広域本部八代地域振興局

| 部 | 課 | 分掌事務 |
|---|-----|--|
| | 振興課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 地域振興局の施策及び事業の全体調整に関すること。 2 地域づくり又は観光に係る施策及び事業の企画、調整並びに推進に関すること。 3 地域振興局の広報及び広聴に関すること。 4 地域振興局内の調整に関すること。 5 文化行政に係る施策の調整に関すること。 6 商工業の振興に関すること。 7 労働に係る関係機関との連携及び支援に関すること。 8 市町村その他地方公共団体の行財政に関する連絡調整に関すること。 |
| | 総務課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 地域振興局の公印に関すること。 2 地域振興局の職員の人事及び服務に関すること。 |

| | | |
|---------|-------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> 3 地域振興局、保健所、福祉事務所、食肉衛生検査所八代検査室及び氷川ダム管理所の経理に関する事。 4 地域振興局の文書に関する事。 5 地域振興局の職員の福利厚生に関する事。 6 地域振興局の財産に関する事。 7 地域振興局が入居する庁舎等の管理に関する事。 8 選挙及び直接請求に関する事。 9 災害対策基本法の施行に関する事。 10 消防（危険物に関する事を除く。）及び消防団に関する事。 11 男女共同参画社会形成の促進に関する事。 12 各地方支出機関の会計事務の指導に関する事。 |
| 保健福祉環境部 | 総務企画課 | <ul style="list-style-type: none"> 1 保健福祉環境行政推進のための企画及び調整に関する事。 2 地域保健医療計画等の地域計画の調整に関する事。 3 災害救助に関する事。 4 熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の規定による施策の調整及び推進に関する事。 5 交通安全対策に関する事。 6 青少年の保護及び育成に関する事。 7 消費生活に関する事。 8 保健福祉環境部内の調整に関する事。 |
| | 福祉課 | <ul style="list-style-type: none"> 1 地域福祉施策の推進及び調整に関する事。 2 市町村が実施する老人福祉、身体障害者福祉、知的障害者福祉及び知的障害児福祉の措置等に係る連絡調整等（福祉総合相談所の所掌に係るものを除く。）に関する事。 3 高齢者福祉及び介護保険施策の推進及び調整に関する事。 4 行旅病人及び行旅死亡人に関する事。 5 児童福祉法第46条の規定による児童福祉施設（保育所に限る。）の最低基準実施の監督等に関する事。 6 児童福祉施設（保育所に限る。）を運営する社会福祉法人の運営の指導等に関する事。 7 認可外保育施設の調査等に関する事。 8 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け並びにその償還に関する事。 9 国民健康保険に関する事（保健事業に係るものを除く。）。 10 旧軍人、軍属等及びその遺族の援護に関する事。 11 保護を要する女子に関する相談及び指導並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の自立支援に関する事。 12 障害福祉施策の推進及び調整に関する事。 13 その他社会福祉に関する事。 |
| | 衛生環境課 | 衛生環境施策の推進に関する事。 |
| | 保健予防課 | <ul style="list-style-type: none"> 1 地域保健施策の推進に関する事。 2 食生活及び食育に関する事。 |

| | | |
|------------|-----------------|--|
| <p>農林部</p> | <p>農業普及・振興課</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 農林業に関する施策の企画及び調整に関すること。 2 農業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 作物及び畜産の生産振興に関すること。 (2) 病虫害防除及び農薬安全使用に関すること。 (3) 肥料及び農用地土壌の適切な管理に関すること。 (4) グリーン農業の推進に関すること。 (5) 耕作放棄地対策に係る補助金（気運醸成関係に限る。）に関すること。 (6) 農地集積対策に関すること。 (7) 農業経営基盤強化促進法の施行に関すること（営農類型及び農業経営改善計画に関することに限る。）。 (8) 担い手育成対策に関すること（補助金交付事務を除く。）。 (9) 新規就農確保対策に関すること（補助金交付事務を除く。）。 (10) 企業の農業参入促進に関すること（補助金交付事務を除く。）。 (11) 経営体育成支援に関すること（補助金交付事務を除く。）。 (12) 農村景観保全対策に関すること（補助金交付事務を除く。）。 (13) 食育の推進に関すること（補助金交付事務を除く。）。 (14) 環境保全型農業直接支払対策に関すること（補助金交付事務を除く。）。 3 農業関係団体の指導に関すること。 4 農業金融に関すること。 5 農業改良助長法第 1 2 条第 2 項各号に掲げる事務に関すること。 6 農林部内の調整に関すること。 |
| | <p>農地整備課</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 土地改良事業及び農地海岸に関する事務のうち、次に掲げるもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事に係る設計、積算、施工管理に関すること。 (2) 関係機関等との協議に関すること。 2 防災事業に関すること。 3 災害復旧事業に関すること。 4 農村の総合的な整備に関すること。 5 農地・水保全管理支払事業に関すること。 |
| | <p>林務課</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 林業技術についての普及及び指導に関すること。 2 造林及び間伐に関すること。 3 林道事業に関すること。 4 緑化の推進に関すること。 5 林業金融に関すること。 6 森林及び林業並びに木材産業の普及啓発に関すること。 7 災害復旧に関すること。 8 治山事業に関すること。 9 県有林に関すること。 10 野生生物の保護及び狩猟に関すること。 11 自然公園に関すること。 12 観光施設の整備に関すること。 |

| | | |
|-----|---------|--|
| 土木部 | 技術管理景観課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 建設業者の実態調査に関すること。 2 建設業法第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定による届出に関すること。 3 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 4 条第 1 項及び第 12 条第 1 項の規定による届出に関すること。 4 浄化槽法第 33 条第 3 項の規定による届出に関すること。 5 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく建築物に係る措置等に関すること。 6 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定による分別解体等に関すること。 7 熊本県地球温暖化の防止に関する条例の規定による建築物に係る地球温暖化対策に関すること。 8 開発行為等の規制に関すること。 9 都市計画施設等の区域内における建築の規制に関すること。 10 景観法及び熊本県景観条例の施行並びに熊本県屋外広告物条例施行規則別表第 6 の 1 共通基準(5)及び(6)の審査及び指導に関すること。 11 建築士に関すること。 12 建築に関すること。 13 優良宅地及び住宅の認定に関すること。 14 独立行政法人住宅金融支援機構受託事務に関すること。 15 公営住宅等の中間検査に関すること。 16 営繕に関すること。 17 土木部内の連絡調整に関すること。 |
| | 用地課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 用地の取得及び地上物件等の補償に関すること。 |
| | 工務課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 建設工事（建設工事（公共土木施設の維持補修、交通安全施設の整備及び防災対策事業に係る建設工事を除く。次号及び第 4 号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関すること。 2 建設工事の総合評価方式による入札に関すること（落札者決定基準に係るものに限る。）。 3 国費又は県費による補助工事の調査及び監督に関すること。 4 建設工事の受託施行に関すること。 5 土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査等に関すること。 6 八代北部流域下水道の建設、維持管理及び関連公共下水道の指導監督に関すること。 7 五木ダムに係る建設工事の調査、設計及び監督に関すること。 |
| | 維持管理課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 道路敷、河川敷、海岸保全区域、一般公共海岸区域及び一般海域の占使用に関すること。 2 河川敷、海岸保全区域及び一般公共海岸区域の生産物（土石等を含む。）の採取に関すること。 3 国土交通大臣の管理する河川の土石採取料、土地占用料及び河川産出物採取料の徴収に関すること。 4 道路、河川、海岸、砂防設備、道路沿道、河川保全区域、河川予定地、砂防指定地等の取締り及び調査に |

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>関すること。</p> <p>5 港湾法第 38 条の 2 の規定による臨港地区内における行為の届出等に関すること。</p> <p>6 屋外広告物の取締りに関すること。</p> <p>7 車両制限令の規定による車両の通行に関すること。</p> <p>8 道路法第 24 条、河川法第 20 条及び海岸法第 13 条の規定による承認に関すること。</p> <p>9 国家賠償法第 2 条の規定による損害賠償責任に関すること。</p> <p>10 里道、水路等国土交通省所管法定外公共用財産の管理に関すること。</p> <p>11 道路、河川、水路敷等と民地との境界確定に関すること。</p> <p>12 建設工事（公共土木施設の維持補修、交通安全施設の整備及び防災対策事業に係る建設工事に限る。次号及び第 14 号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関すること。</p> <p>13 建設工事の総合評価方式による入札に関すること（落札者決定基準に係るものに限る。）。</p> <p>14 建設工事の受託施行に関すること。</p> <p>15 水防に関すること。</p> <p>16 道路法第 46 条の規定による通行の禁止及び制限に関すること。</p> <p>17 道路の巡視に関すること。</p> <p>18 土砂災害警戒区域等の指定が完了した後の公示図書の管理等に関すること。</p> |
|--|--|---|

別表第 15（第 151 条関係）
 県南広域本部芦北地域振興局

| 部 | 課 | 分掌事務 |
|---|-------|---|
| | 総務振興課 | <p>1 地域振興局の施策及び事業の全体調整に関すること。</p> <p>2 地域づくり又は観光に係る施策及び事業の企画、調整並びに推進に関すること。</p> <p>3 地域振興局の広報及び広聴に関すること。</p> <p>4 地域振興局の公印に関すること。</p> <p>5 地域振興局の職員の人事及び服務に関すること。</p> <p>6 地域振興局、保健所及び福祉事務所の経理に関すること。</p> <p>7 地域振興局の文書に関すること。</p> <p>8 地域振興局の職員の福利厚生に関すること。</p> <p>9 地域振興局の財産に関すること。</p> <p>10 地域振興局が入居する庁舎等の管理に関すること。</p> <p>11 地域振興局内の調整に関すること。</p> <p>12 選挙及び直接請求に関すること。</p> <p>13 災害対策基本法の施行に関すること。</p> <p>14 消防（危険物に関することを除く。）及び消防団に関すること。</p> <p>15 火薬類に関すること。</p> <p>16 文化行政に係る施策の調整に関すること。</p> <p>17 商工業の振興に関すること。</p> |

| | | |
|---------|----------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> 1 8 労働に係る関係機関との連携及び支援に関すること。 1 9 市町村その他地方公共団体の行財政に関する連絡調整に関すること。 2 0 男女共同参画社会形成の促進に関すること。 2 1 各地方支出機関の会計事務の指導に関すること。 2 2 県税の収納に関すること。 2 3 納税証明に関すること。 |
| 保健福祉環境部 | 総務企画課 | <ul style="list-style-type: none"> 1 保健福祉環境行政推進のための企画及び調整に関すること。 2 地域保健医療計画等の地域計画の調整に関すること。 3 災害救助に関すること。 4 熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の規定による施策の調整及び推進に関すること。 5 交通安全対策に関すること。 6 青少年の保護及び育成に関すること。 7 消費生活に関すること。 8 保健福祉環境部内の調整に関すること。 |
| | 福祉課 | <ul style="list-style-type: none"> 1 地域福祉施策の推進及び調整に関すること。 2 市町村が実施する老人福祉、身体障害者福祉、知的障害者福祉及び知的障害児福祉の措置等に係る連絡調整等（福祉総合相談所の所掌に係るものを除く。）に関すること。 3 高齢者福祉及び介護保険施策の推進及び調整に関すること。 4 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。 5 児童福祉法第 4 6 条の規定による児童福祉施設（保育所に限る。）の最低基準実施の監督等に関すること。 6 児童福祉施設（保育所に限る。）を運営する社会福祉法人の運営の指導等に関すること。 7 認可外保育施設の調査等に関すること。 8 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け並びにその償還に関すること。 9 国民健康保険に関すること（保健事業に係るものを除く。）。 1 0 旧軍人、軍属等及びその遺族の援護に関すること。 1 1 保護を要する女子に関する相談及び指導並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の自立支援に関すること。 1 2 障害福祉施策の推進及び調整に関すること。 1 3 その他社会福祉に関すること。 |
| | 衛生環境課 | 衛生環境施策の推進に関すること。 |
| | 保健予防課 | <ul style="list-style-type: none"> 1 地域保健施策の推進に関すること。 2 食生活及び食育に関すること。 |
| 農林部 | 農業普及・振興課 | <ul style="list-style-type: none"> 1 農林業に関する施策の企画及び調整に関すること。 2 農業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> (1) 作物及び畜産の生産振興に関すること。 (2) 病虫害防除及び農薬安全使用に関すること。 |

| | | |
|-----|---------|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> (3) 肥料及び農用地土壌の適切な管理に関する事 (4) グリーン農業の推進に関する事 (5) 耕作放棄地対策に係る補助金（気運醸成関係に限る。）に関する事 (6) 農地集積対策に関する事 (7) 農業経営基盤強化促進法の施行に関する事（営農類型及び農業経営改善計画に関する事に限る。） (8) 担い手育成対策に関する事（補助金交付事務を除く。） (9) 新規就農確保対策に関する事（補助金交付事務を除く。） (10) 企業の農業参入促進に関する事（補助金交付事務を除く。） (11) 経営体育成支援に関する事（補助金交付事務を除く。） (12) 農村景観保全対策に関する事（補助金交付事務を除く。） (13) 食育の推進に関する事（補助金交付事務を除く。） (14) 環境保全型農業直接支払対策に関する事（補助金交付事務を除く。） 3 農業関係団体の指導に関する事 4 農業金融に関する事 5 農業改良助長法第 1 2 条第 2 項各号に掲げる事務に関する事 6 農林部内の調整に関する事 |
| | 農地整備課 | <ul style="list-style-type: none"> 1 土地改良事業及び農地海岸に関する事務のうち、次に掲げるもの (1) 工事に係る設計、積算、施工管理に関する事 (2) 関係機関等との協議に関する事 2 防災事業に関する事 3 災害復旧事業に関する事 4 農村の総合的な整備に関する事 5 農地・水保全管理支払事業に関する事 |
| | 林務課 | <ul style="list-style-type: none"> 1 林業技術についての普及及び指導に関する事 2 造林及び間伐に関する事 3 林道事業に関する事 4 緑化の推進に関する事 5 林業金融に関する事 6 森林及び林業並びに木材産業の普及啓発に関する事 7 災害復旧に関する事 8 治山事業に関する事 9 県有林に関する事 10 野生生物の保護及び狩猟に関する事 11 自然公園に関する事 12 観光施設の整備に関する事 |
| 土木部 | 維持管理調整課 | <ul style="list-style-type: none"> 1 建設業者の実態調査に関する事 2 建設業法第 1 1 条第 2 項及び第 3 項の規定による届出に関する事 3 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法 |

- 律第 4 条第 1 項及び第 1 2 条第 1 項の規定による届出に関すること。
- 4 浄化槽法第 3 3 条第 3 項の規定による届出に関すること。
- 5 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく建築物に係る措置等に関すること。
- 6 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定による分別解体等に関すること。
- 7 熊本県地球温暖化の防止に関する条例の規定による建築物に係る地球温暖化対策に関すること。
- 8 道路敷、河川敷、海岸保全区域、一般公共海岸区域、港湾区域、港湾隣接地域（港湾施設を除く。）及び一般海域の占使用に関すること（港管理事務所の所管区域に係るものを除く。）。
- 9 河川敷、海岸保全区域、港湾区域、港湾隣接地域及び一般公共海岸区域の生産物（土石等を含む。）の採取に関すること（港管理事務所の所管区域に係るものを除く。）。
- 1 0 国土交通大臣の管理する河川の土石採取料、土地占用料及び河川産出物採取料の徴収に関すること。
- 1 1 道路、河川、海岸、港湾、砂防設備、道路沿道、河川保全区域、河川予定地、砂防指定地等の取締り及び調査に関すること（港管理事務所の所管区域に係るものを除く。）。
- 1 2 港湾施設の使用に関すること（港管理事務所の所管港湾施設に係るものを除く。）。
- 1 3 港湾法第 3 8 条の 2 の規定による臨港地区内における行為の届出等に関すること。
- 1 4 都市公園の管理に関すること。
- 1 5 屋外広告物の取締りに関すること。
- 1 6 車両制限令の規定による車両の通行に関すること。
- 1 7 道路法第 2 4 条、河川法第 2 0 条及び海岸法第 1 3 条の規定による承認に関すること。
- 1 8 国家賠償法第 2 条の規定による損害賠償責任に関すること。
- 1 9 里道、水路等国土交通省所管法定外公共用財産の管理に関すること。
- 2 0 道路、河川、水路敷等と民地との境界確定に関すること。
- 2 1 建設工事（公共土木施設の維持補修、交通安全施設の整備及び防災対策事業に係る建設工事に限る。次号及び第 3 2 号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関すること。
- 2 2 建設工事の総合評価方式による入札に関すること（落札者決定基準に係るものに限る。）。
- 2 3 建設工事の受託施行に関すること。
- 2 4 水防に関すること。
- 2 5 道路法第 4 6 条の規定による通行の禁止及び制限に関すること。
- 2 6 道路の巡視に関すること。
- 2 7 土砂災害警戒区域等の指定が完了した後の公示

| | | |
|--|-----|---|
| | | <p>図書の管理等に関する事。</p> <p>2 8 開発行為等の規制に関する事。</p> <p>2 9 都市計画施設等の区域内における建築の規制に関する事。</p> <p>3 0 景観法及び熊本県景観条例の施行並びに熊本県屋外広告物条例施行規則別表第 6 の 1 共通基準(5)及び(6)の審査及び指導に関する事。</p> <p>3 1 建築士に関する事。</p> <p>3 2 建築に関する事。</p> <p>3 3 優良宅地及び住宅の認定に関する事。</p> <p>3 4 独立行政法人住宅金融支援機構受託事務に関する事。</p> <p>3 5 公営住宅等の中間検査に関する事。</p> <p>3 6 営繕に関する事。</p> <p>3 7 土木部内の連絡調整に関する事。</p> |
| | 用地課 | <p>用地の取得及び地上物件等の補償に関する事。</p> |
| | 工務課 | <p>1 建設工事（建設工事（公共土木施設の維持補修、交通安全施設の整備及び防災対策事業に係る建設工事を除く。次号及び第 4 号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関する事。</p> <p>2 建設工事の総合評価方式による入札に関する事（落札者決定基準に係るものに限る。）。</p> <p>3 国費又は県費による補助工事の調査及び監督に関する事。</p> <p>4 建設工事の受託施行に関する事。</p> <p>5 土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査等に関する事。</p> <p>6 水俣港埋立地の整備に関する事。</p> |

別表第 1 6（第 1 6 1 条関係）
 県南広域本部球磨地域振興局

| 部 | 課 | 分掌事務 |
|---|-------|---|
| | 総務振興課 | <p>1 地域振興局の施策及び事業の全体調整に関する事。</p> <p>2 地域づくり又は観光に係る施策及び事業の企画、調整並びに推進に関する事。</p> <p>3 地域振興局の広報及び広聴に関する事。</p> <p>4 地域振興局の公印に関する事。</p> <p>5 地域振興局の職員の人事及び服務に関する事。</p> <p>6 地域振興局、保健所、福祉事務所、食肉衛生検査所人吉検査室及び市房ダム管理所の経理に関する事。</p> <p>7 地域振興局の文書に関する事。</p> <p>8 地域振興局の職員の福利厚生に関する事。</p> <p>9 地域振興局の財産に関する事。</p> <p>1 0 地域振興局が入居する庁舎等の管理に関する事。</p> <p>1 1 地域振興局内の調整に関する事。</p> <p>1 2 選挙及び直接請求に関する事。</p> <p>1 3 災害対策基本法の施行に関する事。</p> <p>1 4 消防（危険物に関することを除く。）及び消防団に関する事。</p> <p>1 5 火薬類に関する事。</p> |

| | | |
|---------|-------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> 1 6 文化行政に係る施策の調整に関すること。 1 7 商工業の振興に関すること。 1 8 労働に係る関係機関との連携及び支援に関すること。 1 9 市町村その他地方公共団体の行財政に関する連絡調整に関すること。 2 0 男女共同参画社会形成の促進に関すること。 2 1 各地方支出機関の会計事務の指導に関すること。 2 2 県税の収納に関すること。 2 3 納税証明に関すること。 |
| 保健福祉環境部 | 総務福祉課 | <ul style="list-style-type: none"> 1 保健福祉環境行政推進のための企画及び調整に関すること。 2 地域保健医療計画等の地域計画の調整に関すること。 3 災害救助に関すること。 4 熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の規定による施策の調整及び推進に関すること。 5 交通安全対策に関すること。 6 青少年の保護及び育成に関すること。 7 消費生活に関すること。 8 地域福祉施策の推進及び調整に関すること。 9 市町村が実施する老人福祉、身体障害者福祉、知的障害者福祉及び知的障害児福祉の措置等に係る連絡調整等（福祉総合相談所の所掌に係るものを除く。）に関すること。 1 0 高齢者福祉及び介護保険施策の推進及び調整に関すること。 1 1 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。 1 2 児童福祉法第 4 6 条の規定による児童福祉施設（保育所に限る。）の最低基準実施の監督等に関すること。 1 3 児童福祉施設（保育所に限る。）を運営する社会福祉法人の運営の指導等に関すること。 1 4 認可外保育施設の調査等に関すること。 1 5 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け並びにその償還に関すること。 1 6 国民健康保険に関すること（保健事業に係るものを除く。）。 1 7 旧軍人、軍属等及びその遺族の援護に関すること。 1 8 保護を要する女子に関する相談及び指導並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の自立支援に関すること。 1 9 障害福祉施策の推進及び調整に関すること。 2 0 その他社会福祉に関すること。 2 1 保健福祉環境部内の調整に関すること。 |
| | 衛生環境課 | 衛生環境施策の推進に関すること。 |
| | 保健予防課 | <ul style="list-style-type: none"> 1 地域保健施策の推進に関すること。 2 食生活及び食育に関すること。 |
| | 農林部 | 農業普及・振興 |

| | |
|-----------------|--|
| <p>課</p> | <p>2 農業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの (1) 作物及び畜産の生産振興に関すること。 (2) 病虫害防除及び農薬安全使用に関すること。 (3) 肥料及び農用地土壌の適切な管理に関すること。 (4) グリーン農業の推進に関すること。 (5) 耕作放棄地対策に係る補助金（気運醸成関係に限る。）に関すること。 (6) 農地集積対策に関すること。 (7) 農業経営基盤強化促進法の施行に関すること（営農類型及び農業経営改善計画に関することに限る。）。 (8) 担い手育成対策に関すること（補助金交付事務を除く。）。 (9) 新規就農確保対策に関すること（補助金交付事務を除く。）。 (10) 企業の農業参入促進に関すること（補助金交付事務を除く。）。 (11) 経営体育成支援に関すること（補助金交付事務を除く。）。 (12) 農村景観保全対策に関すること（補助金交付事務を除く。）。 (13) 食育の推進に関すること（補助金交付事務を除く。）。 (14) 環境保全型農業直接支払対策に関すること（補助金交付事務を除く。）。 3 農業関係団体の指導に関すること。 4 農業金融に関すること。 5 農業改良助長法第 1 2 条第 2 項各号に掲げる事務に関すること。 6 農林部内の調整に関すること。</p> |
| <p>農地整備課</p> | <p>1 土地改良事業に関する事務のうち、次に掲げるもの (1) 工事に係る設計、積算、施工管理に関すること。 (2) 関係機関等との協議に関すること。 2 防災事業に関すること。 3 災害復旧事業に関すること。 4 農村の総合的な整備に関すること。 5 農地・水保全管理支払事業に関すること。 6 川辺川土地改良課に関すること（川辺川土地改良課の所掌に係る事務を除く。）。</p> |
| <p>川辺川土地改良課</p> | <p>1 川辺川地域における県営土地改良事業等の実施に関すること。 2 国営川辺川土地改良事業との総合調整に関すること。</p> |
| <p>林務課</p> | <p>1 林業及び木材産業の振興に関すること。 2 林業技術についての普及及び指導に関すること。 3 造林及び間伐に関すること。 4 林道事業に関すること。 5 木材の需要拡大に関すること。 6 緑化の推進に関すること。 7 特用林産物及び樹芸緑化木に関すること。 8 林業及び木材産業の関係団体の指導に関すること。 9 林業金融に関すること。</p> |

| | | |
|------------|----------------|---|
| | | <p>1 0 森林及び林業並びに木材産業の普及啓発に関すること。 1 1 災害復旧に関すること（森林保全課の所掌に係る事務を除く。）。</p> |
| | <p>森林保全課</p> | <p>1 森林の保全に関すること。 2 治山事業に関すること。 3 県有林に関すること。 4 自然環境の保全に関すること。 5 野生生物の保護及び狩猟に関すること。 6 自然公園に関すること。 7 観光施設の整備に関すること。 8 災害復旧に関すること（林務課の所掌に係る事務を除く。）。</p> |
| <p>土木部</p> | <p>維持管理調整課</p> | <p>1 建設業者の実態調査に関すること。 2 建設業法第 1 1 条第 2 項及び第 3 項の規定による届出に関すること。 3 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 4 条第 1 項及び第 1 2 条第 1 項の規定による届出に関すること。 4 浄化槽法第 3 3 条第 3 項の規定による届出に関すること。 5 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく建築物に係る措置等に関すること。 6 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定による分別解体等に関すること。 7 熊本県地球温暖化の防止に関する条例の規定による建築物に係る地球温暖化対策に関すること。 8 道路敷及び河川敷の占使用に関すること。 9 河川敷の生産物（土石等を含む。）の採取に関すること。 1 0 国土交通大臣の管理する河川の土石採取料、土地占用料及び河川産出物採取料の徴収に関すること。 1 1 道路、河川、砂防設備、道路沿道、河川保全区域、河川予定地、砂防指定地等の取締り及び調査に関すること。 1 2 屋外広告物の取締りに関すること。 1 3 車両制限令の規定による車両の通行に関すること。 1 4 道路法第 2 4 条及び河川法第 2 0 条の規定による承認に関すること。 1 5 国家賠償法第 2 条の規定による損害賠償責任に関すること。 1 6 里道、水路等国土交通省所管法定外公共用財産の管理に関すること。 1 7 道路、河川、水路敷等と民地との境界確定に関すること。 1 8 建設工事（公共土木施設の維持補修、交通安全施設の整備及び防災対策事業に係る建設工事に限る。次号及び第 2 0 号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関すること。 1 9 建設工事の総合評価方式による入札に関するこ</p> |

| | | |
|--|-----|---|
| | | と（落札者決定基準に係るものに限る。）。 20 建設工事の受託施行に関する事 21 水防に関する事 22 道路法第 4 6 条の規定による通行の禁止及び制限に関する事 23 道路の巡視に関する事 24 土砂災害警戒区域等の指定が完了した後の公示図書の管理等に関する事 26 風致地区の取締りに関する事 26 開発行為等の規制に関する事 27 都市計画施設等の区域内における建築の規制に関する事 28 景観法及び熊本県景観条例の施行並びに熊本県屋外広告物条例施行規則別表第 6 の 1 共通基準(5)及び(6)の審査及び指導に関する事 29 建築士に関する事 30 建築に関する事 31 優良宅地及び住宅の認定に関する事 32 独立行政法人住宅金融支援機構受託事務に関する事 33 公営住宅等の中間検査に関する事 34 営繕に関する事 35 土木部内の連絡調整に関する事。 |
| | 用地課 | 用地の取得及び地上物件等の補償に関する事。 |
| | 工務課 | 1 建設工事（建設工事(公共土木施設の維持補修、交通安全施設の整備及び防災対策事業に係る建設工事を除く。次号及び第 4 号において同じ。)の計画調整、調査、設計及び監督に関する事 2 建設工事の総合評価方式による入札に関する事（落札者決定基準に係るものに限る。） 3 国費又は県費による補助工事の調査及び監督に関する事 4 建設工事の受託施行に関する事 5 土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査等に関する事 6 球磨川上流流域下水道の建設、維持管理及び関連公共下水道の指導監督に関する事。 |

別表第 1 7（第 1 7 1 条関係）
天草広域本部本部組織

| 部 | 課 | 分掌事務 |
|-----|-------|--|
| 総務部 | 総務振興課 | 1 広域本部の施策及び事業の全体調整に関する事。 2 広報及び広聴に関する事。 3 公印に関する事。 4 職員の人事及び服務に関する事。 5 経理に関する事。 6 文書に関する事。 7 職員の福利厚生に関する事。 8 財産の管理に関する事。 9 広域本部内の連絡調整に関する事。 10 地域振興又は観光に係る施策及び事業の企画、調整並びに推進に関する事。 |

| | | |
|---------|----------|---|
| | | <p>1 1 前各号に掲げるもののほか、本庁知事公室、総務部（本庁総務部税務課の分掌事務を除く。）、企画振興部及び商工観光労働部に関する事務であって、広域本部において処理することとされたものに関する事</p> |
| | 税務課 | <p>1 県税の徴収に関する事</p> <p>2 県税の納税証明に関する事</p> <p>3 県税（個人県民税の均等割・所得割、個人事業税、不動産取得税、軽油引取税、固定資産税、狩猟税及び産業廃棄物税に限る。）の賦課に関する事</p> <p>4 前各号に掲げるもののほか、本庁総務部税務課の分掌事務に関する事務であって、広域本部において処理することとされたものに関する事</p> |
| 保健福祉環境部 | 総務企画課 | <p>1 保健福祉環境行政推進のための企画及び総合調整に関する事</p> <p>2 熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の規定による施策の総合調整及び推進に関する事</p> <p>3 前各号に掲げるもののほか、本庁健康福祉部及び環境生活部の分掌事務に関する事務であって、広域本部において処理することとされたものに関する事</p> <p>4 地域振興局の総務企画課が行う業務に係る連絡調整に関する事</p> |
| | 福祉課 | <p>1 地域福祉施策の推進及び総合調整に関する事</p> <p>2 高齢者福祉及び介護保険施策の推進及び総合調整に関する事</p> <p>3 介護老人保健施設の指導監査に関する事</p> <p>4 介護員養成研修指定事業者の指定及び指導等に関する事</p> <p>5 老人福祉施設又は障害者福祉施設を運営する社会福祉法人及び当該社会福祉法人が運営する社会福祉施設の運営の指導等に関する事</p> <p>6 社会福祉協議会に関する事</p> <p>7 民生委員及び児童委員に関する事</p> <p>8 特別児童扶養手当に関する事</p> <p>9 障害福祉施策の推進及び総合調整に関する事</p> <p>10 地域振興局の福祉課が行う業務に係る連絡調整に関する事</p> |
| | 衛生環境課 | <p>地域振興局の衛生環境課が行う業務に係る連絡調整に関する事</p> |
| | 保健予防課 | <p>地域振興局の保健予防課が行う業務に係る連絡調整に関する事</p> |
| 農林水産部 | 農業普及・振興課 | <p>1 農林業に関する施策の企画及び総合調整に関する事</p> <p>2 農業の振興に関する事</p> <p>3 農業委員会に関する事</p> <p>4 農地法の施行に関する事</p> <p>5 農業振興地域の整備に関する法律の施行に関する事</p> <p>6 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する事</p> |

| | | |
|-----|-------|---|
| | | <p>7 前各号に掲げるもののほか、本庁農林水産部団体支援課、経営局及び生産局の分掌事務に関する事務であって、広域本部において処理することとされたものに関する事。</p> <p>8 地域振興局の農業普及・振興課が行う業務に係る連絡調整に関する事。</p> |
| | 農地整備課 | <p>1 土地改良事業に関する事。</p> <p>2 農地海岸に関する事。</p> <p>3 国土調査法の規定による地籍調査に関する事。</p> <p>4 前各号に掲げるもののほか、本庁農林水産部農村振興局の分掌事務に関する事務であって、広域本部において処理することとされたものに関する事。</p> <p>5 地域振興局の農地整備課が行う業務に係る連絡調整に関する事。</p> |
| | 林務課 | <p>1 林業及び木材産業の振興に係る企画及び総合調整に関する事。</p> <p>2 林業及び木材産業の振興に関する事。</p> <p>3 木材の需要拡大に関する事。</p> <p>4 特用林産物及び樹芸緑化木に関する事。</p> <p>5 林業及び木材産業の関係団体の指導に関する事。</p> <p>6 森林の保全に関する事。</p> <p>7 自然環境の保全に関する事。</p> <p>8 地域振興局の林務課が行う業務に係る連絡調整に関する事。</p> <p>9 前各号に掲げるもののほか、本庁農林水産部森林局の分掌事務に係る事務であって、広域本部において処理することとされたものに関する事。</p> |
| | 水産課 | <p>1 水産業の振興に関する事。</p> <p>2 水産業関係団体の指導に関する事。</p> <p>3 水産物に関する事。</p> <p>4 漁船及び遊漁船業に関する事。</p> <p>5 養殖業に関する事。</p> <p>6 漁場環境の保全に関する事。</p> <p>7 水産技術の普及及び指導に関する事。</p> <p>8 漁業調整及び漁業の許認可に関する事。</p> <p>9 漁業環境の保全に関する事。</p> <p>10 沿岸漁場の整備に関する事。</p> <p>11 前各号に掲げるもののほか、本庁農林水産部水産局の分掌事務に係る事務であって、広域本部において処理することとされたものに関する事。</p> |
| | 漁港課 | <p>1 漁港及び漁村の基盤整備に関する事。</p> <p>2 漁港海岸の整備に関する事。</p> <p>3 漁港に係る公有水面埋立てに関する事。</p> |
| 土木部 | 技術管理課 | <p>1 建設工事の技術指導及び管理に関する事。</p> <p>2 建設工事の総合評価方式による入札に関する事（落札者決定基準に係るものを除く。）。</p> <p>3 建設工事及び国費又は県費による補助工事の検査に関する事。</p> <p>4 地域振興局土木部に属しない工事又は事業の技術に関する事。</p> <p>5 前各号に掲げるもののほか、本庁土木部の分掌事務</p> |

| | | |
|--|-------|---|
| | | に係る事務であって、広域本部において処理することとされたものに関する事。 6 地域振興局の技術管理景観課が行う業務に係る連絡調整に関する事。 |
| | 用地課 | 地域振興局の用地課が行う業務に係る連絡調整に関する事。 |
| | 工務第一課 | 地域振興局の工務第一課が行う業務に係る連絡調整に関する事。 |
| | 工務第二課 | 地域振興局の工務第二課が行う業務に係る連絡調整に関する事。 |
| | 維持管理課 | 地域振興局の維持管理課が行う業務に係る連絡調整に関する事。 |

別表第 18 (第 179 条関係)
天草広域本部天草地域振興局

| 部 | 課 | 分掌事務 |
|---------|-------|--|
| | 総務振興課 | 1 地域振興局の施策及び事業の全体調整に関する事。 2 地域づくり又は観光に係る施策及び事業の企画、調整並びに推進に関する事。 3 地域振興局の広報及び広聴に関する事。 4 地域振興局の公印に関する事。 5 地域振興局の職員の人事及び服務に関する事。 6 地域振興局、保健所及び福祉事務所の経理に関する事。 7 地域振興局の文書に関する事。 8 地域振興局の職員の福利厚生に関する事。 9 地域振興局の財産に関する事。 10 地域振興局が入居する庁舎等の管理に関する事。 11 地域振興局内の調整に関する事。 12 選挙及び直接請求に関する事。 13 災害対策基本法の施行に関する事。 14 消防（危険物に関することを除く。）及び消防団に関する事。 15 文化行政に係る施策の調整に関する事。 16 商工業の振興に関する事。 17 労働に係る関係機関との連携及び支援に関する事。 18 市町村その他地方公共団体の行財政に関する連絡調整に関する事。 19 男女共同参画社会形成の促進に関する事。 20 各地方支出機関の会計事務の指導に関する事。 |
| 保健福祉環境部 | 総務企画課 | 1 保健福祉環境行政推進のための企画及び調整に関する事。 2 地域保健医療計画等の地域計画の調整に関する事。 3 災害救助に関する事。 4 熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の規定による施策の調整及び推進に関する事。 5 交通安全対策に関する事。 |

| | | |
|-----|----------|--|
| | | <p>6 青少年の保護及び育成に関すること。</p> <p>7 消費生活に関すること。</p> <p>8 保健福祉環境部内の調整に関すること。</p> |
| | 福祉課 | <p>1 地域福祉施策の推進及び調整に関すること。</p> <p>2 市町村が実施する老人福祉、身体障害者福祉、知的障害者福祉及び知的障害児福祉の措置等に係る連絡調整等（福祉総合相談所の所掌に係るものを除く。）に関すること。</p> <p>3 高齢者福祉及び介護保険施策の推進及び調整に関すること。</p> <p>4 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。</p> <p>5 児童福祉法第 4 6 条の規定による児童福祉施設（保育所に限る。）の最低基準実施の監督等に関すること。</p> <p>6 児童福祉施設（保育所に限る。）を運営する社会福祉法人の運営の指導等に関すること。</p> <p>7 認可外保育施設の調査等に関すること。</p> <p>8 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け並びにその償還に関すること。</p> <p>9 国民健康保険に関すること（保健事業に係るものを除く。）。</p> <p>10 旧軍人、軍属等及びその遺族の援護に関すること。</p> <p>11 保護を要する女子に関する相談及び指導並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の自立支援に関すること。</p> <p>12 障害福祉施策の推進及び調整に関すること。</p> <p>13 その他社会福祉に関すること。</p> |
| | 衛生環境課 | 衛生環境施策の推進に関すること。 |
| | 保健予防課 | <p>1 地域保健施策の推進に関すること。</p> <p>2 食生活及び食育に関すること。</p> |
| 農林部 | 農業普及・振興課 | <p>1 農林業に関する施策の企画及び調整に関すること。</p> <p>2 農業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 作物及び畜産の生産振興に関すること。</p> <p>(2) 病虫害防除及び農薬安全使用に関すること。</p> <p>(3) 肥料及び農用地土壌の適切な管理に関すること。</p> <p>(4) グリーン農業の推進に関すること。</p> <p>(5) 耕作放棄地対策に係る補助金（気運醸成関係に限る。）に関すること。</p> <p>(6) 農地集積対策に関すること。</p> <p>(7) 農業経営基盤強化促進法の施行に関すること（営農類型及び農業経営改善計画に関することに限る。）。</p> <p>(8) 担い手育成対策に関すること（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>(9) 新規就農確保対策に関すること（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>(10) 企業の農業参入促進に関すること（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>(11) 経営体育成支援に関すること（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>(12) 農村景観保全対策に関すること（補助金交付事務を除く。）。</p> |

| | | |
|-----|---------|--|
| | | <p>(13) 食育の推進に関すること（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>(14) 環境保全型農業直接支払対策に関すること（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>3 農業関係団体の指導に関すること。</p> <p>4 農業金融に関すること。</p> <p>5 農業改良助長法第 1 2 条第 2 項各号に掲げる事務に関すること。</p> <p>6 農林部内の調整に関すること。</p> |
| | 農地整備課 | <p>1 土地改良事業及び農地海岸に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 工事に係る設計、積算、施工管理に関すること。</p> <p>(2) 関係機関等との協議に関すること。</p> <p>2 防災事業に関すること。</p> <p>3 災害復旧事業に関すること。</p> <p>4 農村の総合的な整備に関すること。</p> <p>5 農地・水保全管理支払事業に関すること。</p> |
| | 林務課 | <p>1 林業技術についての普及及び指導に関すること。</p> <p>2 造林及び間伐に関すること。</p> <p>3 林道事業に関すること。</p> <p>4 緑化の推進に関すること。</p> <p>5 林業金融に関すること。</p> <p>6 森林及び林業並びに木材産業の普及啓発に関すること。</p> <p>7 災害復旧に関すること。</p> <p>8 治山事業に関すること。</p> <p>9 県有林に関すること。</p> <p>10 野生生物の保護及び狩猟に関すること。</p> <p>11 自然公園に関すること。</p> <p>12 観光施設の整備に関すること。</p> |
| 土木部 | 技術管理景観課 | <p>1 建設業者の実態調査に関すること。</p> <p>2 建設業法第 1 1 条第 2 項及び第 3 項の規定による届出に関すること。</p> <p>3 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 4 条第 1 項及び第 1 2 条第 1 項の規定による届出に関すること。</p> <p>4 浄化槽法第 3 3 条第 3 項の規定による届出に関すること。</p> <p>5 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく建築物に係る措置等に関すること。</p> <p>6 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定による分別解体等に関すること。</p> <p>7 熊本県地球温暖化の防止に関する条例の規定による建築物に係る地球温暖化対策に関すること。</p> <p>8 開発行為等の規制に関すること。</p> <p>9 都市計画施設等の区域内における建築の規制に関すること。</p> <p>10 景観法及び熊本県景観条例の施行並びに熊本県屋外広告物条例施行規則別表第 6 の 1 共通基準(5)及び(6)の審査及び指導に関すること。</p> <p>11 建築士に関すること。</p> <p>12 建築に関すること。</p> |

| | |
|-------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> 1 3 優良宅地及び住宅の認定に関すること。 1 4 独立行政法人住宅金融支援機構受託事務に関すること。 1 5 公営住宅等の中間検査に関すること。 1 6 営繕に関すること。 1 7 土木部内の連絡調整に関すること。 |
| 用地課 | <ul style="list-style-type: none"> 用地の取得及び地上物件等の補償に関すること。 |
| 工務第一課 | <ul style="list-style-type: none"> 1 建設工事（道路、街路及び都市公園に係る建設工事に限る。次号及び第 4 号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関すること。 2 建設工事の総合評価方式による入札に関すること（落札者決定基準に係るものに限る。）。 3 道路、街路及び都市公園に係る国費又は県費による補助工事の調査及び監督に関すること。 4 建設工事の受託施行に関すること。 |
| 工務第二課 | <ul style="list-style-type: none"> 1 建設工事（河川、港湾、砂防及び公共下水道に係る建設工事に限る。次号及び第 4 号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関すること。 2 建設工事の総合評価方式による入札に関すること（落札者決定基準に係るものに限る。）。 3 河川、港湾及び砂防に係る国費又は県費による補助工事の調査及び監督に関すること。 4 建設工事の受託施行に関すること。 5 土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査等に関すること。 6 亀川ダム及び上津浦ダムに関すること。 |
| 維持管理課 | <ul style="list-style-type: none"> 1 道路敷、河川敷、海岸保全区域、一般公共海岸区域、港湾区域、港湾隣接地域（港湾施設を除く。）及び一般海域の占使用に関すること（港管理事務所の所管区域に係るものを除く。水利使用にかかる流水占用料等を除く。）。 2 河川敷、海岸保全区域、港湾区域、港湾隣接地域及び一般公共海岸区域の生産物（土石等を含む。）の採取に関すること（港管理事務所の所管区域に係るものを除く。）。 3 道路、河川、海岸、港湾、砂防設備、道路沿道、河川保全区域、河川予定地、砂防指定地等の取締り及び調査に関すること（港管理事務所の所管区域に係るものを除く。）。 4 港湾施設の使用に関すること（港管理事務所の所管港湾施設に係るものを除く。）。 5 港湾法第 3 8 条の 2 の規定による臨港地区内における行為の届出等に関すること。 6 屋外広告物の取締りに関すること。 7 車両制限令の規定による車両の通行に関すること。 8 道路法第 2 4 条、河川法第 2 0 条及び海岸法第 1 3 条の規定による承認に関すること。 9 国家賠償法第 2 条の規定による損害賠償責任に関すること。 1 0 里道、水路等国土交通省所管法定外公共用財産の管理に関すること。 1 1 道路、河川、水路敷等と民地との境界確定に関すること。 |

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>ること。</p> <p>1 2 建設工事（公共土木施設の維持補修、交通安全施設の整備及び防災対策事業に係る建設工事に限る。次号及び第 1 4 号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関すること。</p> <p>1 3 建設工事の総合評価方式による入札に関すること（落札者決定基準に係るものに限る。）。</p> <p>1 4 建設工事の受託施行に関すること。</p> <p>1 5 水防に関すること。</p> <p>1 6 道路法第 4 6 条の規定による通行の禁止及び制限に関すること。</p> <p>1 7 道路の巡視に関すること。</p> <p>1 8 土砂災害警戒区域等の指定が完了した後の公示図書の管理等に関すること。</p> |
|--|--|---|

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に次の表の旧の欄に掲げる広域本部地域振興局の部・課に勤務又は兼務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、それぞれ同表の新しい欄に掲げる広域本部の部・課に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

| 旧 | | | 新 | | | | | |
|---------------|---------|-----------|--------|---------|-------|-----------|-------|-------|
| 広域本部地域振興局 | 部 | 課 | 広域本部 | 部 | 課 | | | |
| 県北広域本部菊池地域振興局 | 保健福祉環境部 | 衛生環境課 | 県北広域本部 | 保健福祉環境部 | 衛生環境課 | | | |
| | | 保健予防課 | | | 保健予防課 | | | |
| | 農林水産部 | 菊池台地土地改良課 | | 農林水産部 | 農林水産部 | 菊池台地土地改良課 | | |
| | | 土木部 | | | | 景観建築課 | 土木部 | 景観建築課 |
| | | | | | | 用地課 | | 用地課 |
| | | | | | | 工務課 | | 工務課 |
| | 維持管理課 | | 維持管理課 | | | | | |
| 県南広域本部八代地域振興局 | 保健福祉環境部 | 衛生環境課 | 県南広域本部 | 保健福祉環境部 | 衛生環境課 | | | |
| | | 保健予防課 | | | 保健予防課 | | | |
| | | 試験検査課 | | | 試験検査課 | | | |
| | 土木部 | 用地課 | | 土木部 | 用地課 | | | |
| | | 工務課 | | | 工務課 | | | |
| | | 維持管理課 | | | 維持管理課 | | | |
| 天草広域本部天草地域振興局 | 保健福祉環境部 | 衛生環境課 | 天草広域本部 | 保健福祉環境部 | 衛生環境課 | | | |
| | | 保健予防課 | | | 保健予防課 | | | |
| | 農林水産部 | 漁港課 | | 農林水産部 | 漁港課 | | | |
| | | 土木部 | | | 用地課 | 土木部 | 用地課 | |
| | | | | | 工務第一課 | | 工務第一課 | |
| | | | | | 工務第二課 | | 工務第二課 | |
| | | | | | 維持管理課 | | 維持管理課 | |

- 3 この訓令の施行の際現に次の表の旧の欄に掲げる土木事務所の課に勤務又は兼務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、それぞれ同表の新しい欄に掲げる広域本部の部・課に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

| 旧 | | 新 | | |
|---------------|-------|--------|-----|-------|
| 広域本部土木事務所 | 課 | 広域本部 | 部 | 課 |
| 県央広域本部熊本土木事務所 | 用地課 | 県央広域本部 | 土木部 | 用地課 |
| | 工務管理課 | | | 工務管理課 |
| | 災害対策課 | | | 災害対策課 |

4 この訓令の施行の際現に次の表の旧の欄に掲げる広域本部地域振興局の部・課に勤務又は兼務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、それぞれ同表の新の欄に掲げる広域本部地域振興局の部・課に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

| 旧 | | | 新 | | |
|----------------|-----|-------|----------------|-----|---------|
| 広域本部地域振興局 | 部 | 課 | 広域本部地域振興局 | 部 | 課 |
| 県央広域本部宇城地域振興局 | 土木部 | 維持管理課 | 県央広域本部宇城地域振興局 | 土木部 | 維持管理調整課 |
| 県央広域本部上益城地域振興局 | 土木部 | 維持管理課 | 県央広域本部上益城地域振興局 | 土木部 | 維持管理調整課 |
| 県北広域本部玉名地域振興局 | 土木部 | 維持管理課 | 県北広域本部玉名地域振興局 | 土木部 | 維持管理調整課 |
| 県北広域本部鹿本地域振興局 | 土木部 | 維持管理課 | 県北広域本部鹿本地域振興局 | 土木部 | 維持管理調整課 |
| 県北広域本部阿蘇地域振興局 | 土木部 | 維持管理課 | 県北広域本部阿蘇地域振興局 | 土木部 | 維持管理調整課 |
| 県南広域本部芦北地域振興局 | 土木部 | 維持管理課 | 県南広域本部芦北地域振興局 | 土木部 | 維持管理調整課 |
| 県南広域本部球磨地域振興局 | 土木部 | 維持管理課 | 県南広域本部球磨地域振興局 | 土木部 | 維持管理調整課 |